

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2024年4月1日
(第123期)	至	2025年3月31日

株式会社大光銀行

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

(E03645)

目次

【表紙】	1頁
第一部 【企業情報】	2頁
第1 【企業の概況】	2頁
1 【主要な経営指標等の推移】	2頁
2 【沿革】	4頁
3 【事業の内容】	5頁
4 【関係会社の状況】	6頁
5 【従業員の状況】	6頁
第2 【事業の状況】	8頁
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8頁
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	13頁
3 【事業等のリスク】	16頁
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19頁
5 【重要な契約等】	31頁
6 【研究開発活動】	31頁
第3 【設備の状況】	32頁
1 【設備投資等の概要】	32頁
2 【主要な設備の状況】	32頁
3 【設備の新設、除却等の計画】	33頁
第4 【提出会社の状況】	34頁
1 【株式等の状況】	34頁
(1) 【株式の総数等】	34頁
(2) 【新株予約権等の状況】	34頁
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	44頁
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	44頁
(5) 【所有者別状況】	44頁
(6) 【大株主の状況】	45頁
(7) 【議決権の状況】	46頁
2 【自己株式の取得等の状況】	47頁
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	47頁
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	47頁
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	47頁
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	47頁
3 【配当政策】	48頁
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49頁
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】	49頁
(2) 【役員の状況】	57頁
(3) 【監査の状況】	67頁
(4) 【役員の報酬等】	70頁
(5) 【株式の保有状況】	72頁

第5	【経理の状況】	81頁
1	【連結財務諸表等】	82頁
(1)	【連結財務諸表】	82頁
①	【連結貸借対照表】	82頁
②	【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	84頁
	【連結損益計算書】	84頁
	【連結包括利益計算書】	85頁
③	【連結株主資本等変動計算書】	86頁
④	【連結キャッシュ・フロー計算書】	88頁
	【注記事項】	90頁
	(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)	90頁
	(重要な会計上の見積り)	92頁
	(未適用の会計基準等)	92頁
	(連結貸借対照表関係)	93頁
	(連結損益計算書関係)	95頁
	(連結包括利益計算書関係)	96頁
	(連結株主資本等変動計算書関係)	97頁
	(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	99頁
	(リース取引関係)	99頁
	(金融商品関係)	100頁
	(有価証券関係)	109頁
	(金銭の信託関係)	112頁
	(その他有価証券評価差額金)	113頁
	(デリバティブ取引関係)	114頁
	(退職給付関係)	116頁
	(ストック・オプション等関係)	119頁
	(税効果会計関係)	123頁
	(収益認識関係)	124頁
	(セグメント情報等)	124頁
	【セグメント情報】	124頁
	【関連情報】	124頁
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	125頁
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	125頁
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	125頁
	【関連当事者情報】	125頁
	(1株当たり情報)	126頁
	(重要な後発事象)	126頁
⑤	【連結附属明細表】	127頁
	【社債明細表】	127頁
	【借入金等明細表】	127頁
	【資産除去債務明細表】	127頁
(2)	【その他】	127頁
2	【財務諸表等】	128頁
(1)	【財務諸表】	128頁
①	【貸借対照表】	128頁
②	【損益計算書】	131頁
③	【株主資本等変動計算書】	132頁

【注記事項】	134頁
(重要な会計方針)	134頁
(重要な会計上の見積り)	135頁
(貸借対照表関係)	136頁
(損益計算書関係)	138頁
(有価証券関係)	138頁
(税効果会計関係)	139頁
(収益認識関係)	139頁
(重要な後発事象)	139頁
④ 【附属明細表】	140頁
【有形固定資産等明細表】	140頁
【引当金明細表】	141頁
(2) 【主な資産及び負債の内容】	141頁
(3) 【その他】	141頁
第6 【提出会社の株式事務の概要】	142頁
第7 【提出会社の参考情報】	143頁
1 【提出会社の親会社等の情報】	143頁
2 【その他の参考情報】	143頁
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	144頁

[独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書]

[独立監査人の監査報告書]

[確認書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【事業年度】	第123期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 川合 昌一
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【電話番号】	(0258) 36-4111番（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 近藤 慎一
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区池袋二丁目40番13号 株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所
【電話番号】	(03) 3984-3824番（代表）
【事務連絡者氏名】	関東地区本部長兼東京支店長兼総合企画部東京事務所長 大屋 哲夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区池袋二丁目40番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日	自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日	自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日	自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日	自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日
連結経常収益	百万円	22,117	21,220	21,844	21,968	22,436
連結経常利益	百万円	2,576	2,612	2,238	3,285	3,891
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,571	2,042	1,280	1,716	2,495
連結包括利益	百万円	7,107	△1,771	△3,409	5,006	△2,161
連結純資産額	百万円	79,679	77,446	73,601	78,165	75,522
連結総資産額	百万円	1,709,198	1,702,148	1,605,289	1,625,132	1,678,812
1株当たり純資産額	円	8,399.14	8,130.54	7,705.97	8,140.59	7,849.60
1株当たり当期純利益	円	165.92	216.51	135.45	180.55	261.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	163.89	213.80	133.62	178.39	258.52
自己資本比率	%	4.62	4.51	4.54	4.76	4.45
連結自己資本利益率	%	2.07	2.62	1.71	2.28	3.27
連結株価収益率	倍	9.07	6.42	8.20	8.48	5.47
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	143,439	△4,192	△139,400	1,598	40,931
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△1,667	10,626	6,615	△19,399	846
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△736	△592	△589	△592	△649
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	231,901	237,742	104,368	85,974	127,103
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	856 〔481〕	838 〔453〕	813 〔423〕	793 〔402〕	891 〔286〕

(注) 1. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 従業員数が2024年度末において、2023年度末比98人増加しております。グループ中核企業である株式会社大光銀行の人事制度改正により、2024年4月1日付けで事務嘱託113人が正行員に転換したことによるものです。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第119期	第120期	第121期	第122期	第123期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	21,774	20,872	21,471	21,558	21,980
経常利益	百万円	2,512	2,542	2,158	3,213	3,802
当期純利益	百万円	1,550	2,027	1,262	1,689	2,461
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	9,671	9,671	9,671	9,671	9,671
純資産額	百万円	78,730	76,440	72,903	76,733	73,250
総資産額	百万円	1,707,601	1,700,411	1,603,810	1,622,888	1,675,749
預金残高	百万円	1,425,165	1,405,150	1,411,377	1,399,918	1,430,428
貸出金残高	百万円	1,081,607	1,086,406	1,133,627	1,148,432	1,171,183
有価証券残高	百万円	360,379	333,883	320,353	352,851	342,696
1株当たり純資産額	円	8,345.68	8,072.77	7,684.40	8,044.42	7,668.12
1株当たり配当額 (内1株当たり中間 配当額)	円 (円)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	65.00 (30.00)
1株当たり当期純利 益	円	163.69	214.89	133.52	177.68	258.32
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	161.69	212.20	131.71	175.55	254.95
自己資本比率	%	4.59	4.48	4.53	4.71	4.36
自己資本利益率	%	2.04	2.62	1.69	2.26	3.28
株価収益率	倍	9.19	6.47	8.32	8.62	5.54
配当性向	%	30.54	23.26	37.44	28.14	25.16
従業員数 〔外、平均臨時従業 員数〕	人	843 〔481〕	827 〔453〕	801 〔423〕	783 〔401〕	878 〔285〕
株主総利回り (比較指標：配当込 みTOPIX(東証株価指 数))	%	107.46 (142.13)	103.04 (144.95)	87.21 (153.38)	119.69 (216.79)	117.34 (213.43)
最高株価	円	1,650	1,620	1,462	1,613	1,878
最低株価	円	1,172	1,245	1,099	1,022	1,246

- (注) 1. 第123期(2025年3月)中間配当についての取締役会決議は2024年11月8日に行いました。
2. 第123期(2025年3月)の1株当たり配当額65円00銭のうち、期末配当額35円00銭については、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 従業員数が2025年3月末において、2024年3月末比95人増加しております。当行の人事制度改正により、2024年4月1日付けで事務嘱託113人が正行員に転換したことによるものです。
5. 最高株価及び最低株価は、第121期より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

1942年3月10日	大光無尽株式会社設立（北越産業無尽株式会社と株式会社国民無尽商會が合併）
1951年10月20日	株式会社大光相互銀行に商号変更（相互銀行法の施行に伴い相互銀行の営業免許を受ける）
1963年4月15日	新潟証券取引所に上場
1974年4月4日	東京証券取引所市場第二部に上場
1975年11月10日	東京証券取引所市場第一部銘柄の指定を受ける
1980年3月28日	東京証券取引所及び新潟証券取引所の上場廃止
1983年1月31日	国債証券等の売買並びに募集及び売出しの取扱業務の認可を受ける
1985年9月17日	株式会社関東データセンター（コンピュータ共同利用会社）に加盟
1986年2月25日	株式会社大光ビジネスサービス設立
1989年8月1日	普通銀行へ転換、株式会社大光銀行に商号変更
1990年1月17日	社団法人日本証券業協会店頭銘柄の登録承認を受ける
1990年6月29日	大光ミリオンカード株式会社設立
1993年9月17日	海外コルレス業務の認可を受ける
1995年4月4日	大光ジェーシービー株式会社設立
2000年11月22日	第三者割当増資実施により資本金100億円
2001年5月14日	新潟中央銀行の営業を一部譲り受ける
2002年1月15日	大光ミリオンカード株式会社がたいこうカード株式会社に商号変更
2002年4月1日	たいこうカード株式会社と大光ジェーシービー株式会社が合併し、商号をたいこうカード株式会社とする
2003年8月8日	株式会社中央リースが大光リース株式会社に商号変更
2004年12月13日	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2006年1月4日	基幹系システムのアウトソーシング先を株式会社関東データセンターから、日本ユニシス株式会社に移行
2006年9月25日	日本ユニシス株式会社のアウトソーシング先である、株式会社東北バンキングシステムズの株式を取得
2008年2月25日	東京証券取引所市場第二部に上場
2008年4月8日	ジャスダック証券取引所の株式上場を廃止
2011年2月1日	東京証券取引所市場第一部銘柄の指定を受ける
2014年1月4日	基幹系システムを株式会社日立製作所の地域金融機関向け共同利用サービス「NEXTBASE」へ移行
2014年3月10日	株式会社大光ビジネスサービスを清算
2014年6月27日	株式会社東北バンキングシステムズ株式を売却
2018年10月31日	新本店完成
2022年4月4日	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行
2022年5月12日	SBIホールディングス株式会社と戦略的資本業務提携に関する合意書を締結
2023年5月10日	大光キャピタル&コンサルティング株式会社設立

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当連結会計年度の末日現在において、当行（株式会社大光銀行）、連結子会社2社及び関連会社1社（持分法適用関連会社）で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、ファンドの運営・管理業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業内容及び当行と関係会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業務〕

当行の本店ほか支店等において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務及び各種コンサルティング業務などを行っており、当行グループの中心業務と位置づけております。

また、連結子会社の大光キャピタル&コンサルティング株式会社において、M&Aの仲介・支援業務、経営コンサルティング業務を行っております。

〔クレジットカード業務〕

連結子会社のたいこうカード株式会社においてクレジットカード業務を行っております。

〔ファンドの運営・管理業務〕

連結子会社の大光キャピタル&コンサルティング株式会社においてファンドの運営・管理業務を行っております。

〔リース業務〕

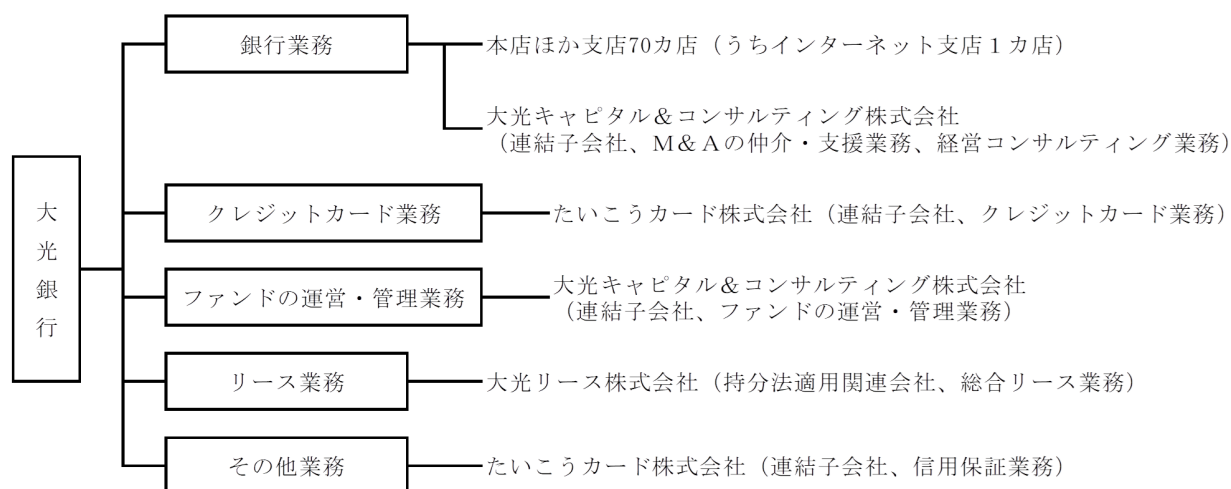
持分法適用関連会社の大光リース株式会社において総合リース業務を行っております。

〔その他業務〕

連結子会社のたいこうカード株式会社において信用保証業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

（事業系統図）



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	間接所有してい る子会社 (%)	当行との関係内容				
						役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
たいこうカード 株式会社 (注5)	新潟県 長岡市	35	クレジット カード業務	47.1 (一) [一]	—	2 (2)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
大光キャピタル & コンサルティ ング株式会社	新潟県 長岡市	20	ファンドの 運営・管理 業務	100.0 (一) [一]	—	1 (1)	—	預金取引関係	事務所 等賃借	—

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	間接所有してい る子会社 (%)	当行との関係内容				
						役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
大光リース 株式会社	新潟県 長岡市	270	リース業務	39.5 (34.5) [一]	たいこうカード 株式会社 34.5	2 (2)	—	リース取引関係 金銭貸借関係 預金取引関係	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
5. 議決権の所有割合は50%以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2025年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	878 [285]	13 [1]	891 [286]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当行グループから当行グループ外への出向者を除き、当行グループ外から当行グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員数(嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員)を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
878 [285]	41.5	17.1	5,649

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当行から社外への出向者を除く)であり、臨時従業員数(嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員)を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合には、大光銀行労働組合があります。
2025年3月31日現在の組合員数は、693人であります。
労使間においては特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 当行

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注 1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注 2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注 1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
27.6	116.7	51.7	60.8	79.9

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注 1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注 2)	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注 1)		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
たいこうカード株式会社	50.0	—	81.7	85.5	61.6
大光キャピタル&コンサルティング株式会社 (注 3)	—	—	—	—	—

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 大光キャピタル&コンサルティング株式会社については、全員が提出会社と兼務しているため、記載事項はありません。

③ 連結会社

当連結会計年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%)	男性労働者の育児休業取得率 (%)	労働者の男女の賃金の差異 (%)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
27.8	116.7	51.9	60.7	79.3

(注) 1. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第2条第5号に規定されている連結会社を対象としております。

2. 連結会社の指標の算出にあたっては、下記の計算方法に基づいて算出しております。

(1) 連結会社には、当行と連結子会社1社が含まれております。

(2) 管理職に占める女性労働者の割合 (連結会社の女性管理職総数÷連結会社の管理職総数×100%)

(3) 男性労働者の育児休業取得率 (連結会社の男性労働者のうち育児休業等を取得した男性労働者の総数÷連結子会社の男性労働者のうち配偶者が出産した男性労働者の総数×100%)

(4) 労働者の男女の賃金の差異 (連結会社の女性労働者の平均年間賃金÷連結会社の男性労働者の平均年間賃金×100%)

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当行は、「経営理念」である次の3項目を経営の基本方針とし、地域密着とお客さまのニーズに沿った金融サービスの提供に努めております。

- ① お客様に信頼され、親しまれる銀行として地域社会の繁栄に奉仕する。
- ② 健全経営に徹し、強固な経営体質を築き、安定した発展を持続する。
- ③ 優れた人材の育成に力を注ぎ、清新はつらつとした行風を確立する。

今後とも、経営体質の一層の強化を図るとともに経営の透明性を高め、地域社会に真に期待され、信頼される銀行を目指してまいります。

(2) 経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

① 経営環境に関する認識

当行は、新潟県を主要な営業基盤とし、本店ほか支店（新潟県62カ店（本店含む）、群馬県1カ店、埼玉県5カ店、東京都1カ店、神奈川県1カ店、インターネット支店1カ店）、ローンスクエア（新潟県内に6カ所）において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務及び各種コンサルティング業務などを行っております。

当行の強みは「親しみやすさ」であると認識しております。相互銀行時代からお客さまのもとへ足繁く通うことで、お客さまの懐に深く入り込み、同じ目線で真摯に向き合い、ニーズを的確にくみ取り応えていくというスタイルで営業を行ってまいりました。これが「親しみやすさ」として評価をいただいているものと考えております。

地域金融機関を取り巻く経営環境をみますと、「金利のある世界」への移行が進むなかで、国内外の経済・金融市場を巡る不確実性の高まりや経済社会の構造的な変化に直面しております。そして、これら国内外の経済・金融市場は、グローバルに相互関連しながら、刻々と変化しております。

こうした状況のなか、地域金融機関は、地域にとって重要な社会インフラとして、地域企業の価値向上等を通じて地域経済の回復・成長を支える役割を期待されております。

② 長期戦略方針

当行は2024年3月、経営理念に基づく10年後に向けた長期戦略方針として、ビジョン、ミッション、バリュー、パーパスおよび目標を策定しております。

〔長期戦略方針〕

Vision (なりたい姿)	■ 地域から信頼され、地域とともに成長し、地域の未来を創造する銀行 ■ 働く全ての人が互いに高め合い、いきいき・はつらつと輝いている銀行
Mission (使命)	■ お客さまの目指す「なりたい姿」の実現に貢献する
Value (行動規範)	【たいこうの「地域密着宣言」】 私たちは、お客さまの良き相談相手として、 ■ お客さまを一番理解する銀行を目指します ■ 「お客さま目線」で、全力で考えます ■ お客さまの未来のために、新鮮な気付きをお届けします ■ お客さまからのご相談に素早くお応えします ■ お客さま一人ひとりに、いつも笑顔で心を込めて接します
Purpose (存在意義)	■ 身近で頼りがいのある存在として、 地域のために生き、地域の元気な未来をつくる
10年後の 目標	■ ROE 株主資本コスト（CAPM）以上 ■ PBR 上場地域銀平均以上

③ 第13次中期経営計画「Value Up～ワクワクする未来へ～」(2024年度～2026年度)

2024年4月より、3年間の第13次中期経営計画「Value Up～ワクワクする未来へ～」を推進しております。

ア. 目標とする経営指標

本計画の経営指標の目標項目は、「財務指標」、「地域活性化指標」、「人的資本指標」、「サステナブル指標(環境目標)」の4つのカテゴリで設定しており、最終年度である2026年度の目標および2024年度の実績は次のとおりであります。

なお、「財務指標」、「サステナブル指標(環境目標)」は連結での計数、「地域活性化指標」、「人的資本指標」は当行単体での計数であります。

カテゴリ		目標項目	最終年度(2026年度) 目標	2024年度 実績
財務指標 (連結ベース)		ROE (注1)	4.0%以上	3.28%
		当期純利益	30億円以上	24.9億円
		OHR(コア業務粗利益ベース) (注2)	70%以下	68.1%
		自己資本比率	8%以上	8.60%
非財務指標	地域活性化 指標	お客さまの「なりたい姿」 への貢献度 (注3)	80%以上	—
		お客さまとの対話等の 活動量 (注4)	127人分	109人分
	人的資本 指標	エンゲージメントスコア (注5)	68点以上	60点
		社外経験割合 (注6)	22%以上	16.7%
		スキルポイント (注7)	75pt以上	72.1pt
	サステナブル 指標 (環境目標)	CO ₂ 排出量(Scope1・2) の削減	(2013年度比) ▲37%	(2013年度比) ▲42%
		サステナブルファイナンス 実行額	(3年間累計) 1,125億円	494億円

(注) 1. 株主資本ベース

2. コア業務粗利益は投資信託解約損益を除く

3. 法人取引先へのアンケートにより、当行の貢献度の評価を5段階で5または4と回答した先の全回答先に占める割合(アンケートは3年毎に実施しており、2024年度は未算定)

4. 営業店・本部の営業担当者がお客さまとの対話等にかかる活動量

5. 全従業員(産休・育休者を除く)を対象としたエンゲージメントサーベイの総合スコア
(「Wevox」により測定)

6. 出向経験が3ヶ月以上ある行員および中途入行の行員の全行員に占める割合

7. 「資格規程」に定める検定資格ポイント、通信教育ポイントの行員一人あたり平均値

イ. 基本戦略

本計画では、目標とする経営指標の達成に向け、5つの基本戦略を実践しております。

戦略①	お客さまへの提供価値の向上
お客さまのニーズに応じた最適なチャネルでのご提案により、コンサルティング等の対面営業力をこれまで以上に強化し、お客さまに提供する付加価値を最大化してまいります。特に、対面営業のニーズの高い法人のお客さまに活動量を振り向け、お客さまのニーズに応じた付加価値の高いサービスの拡充、お客さま支援態勢の高度化、多様な人材の育成などに取り組み、お客さまの「なりたい姿」の実現、企業価値の向上に貢献することで、その対価として適正な金利やソリューション手数料を収受することとしております。	

また、個人のお客さまの多様なニーズにお応えするため、専門性の高いマネーアドバイザーによる対面営業力の強化や非対面取引の利便性向上・提案力強化に取り組むこととしております。

〔重点施策〕

- 法人コンサルティングの強化
- 個人コンサルティングの強化
- 預金の増加

2024年度における主な取組みは次のとおりです。

(ア)法人コンサルティングの強化

- ・当行の子会社である大光キャピタル&コンサルティング株式会社が2024年8月に認定支援機関を取得し、同年10月より405事業を活用した経営改善計画策定支援サービスを開始
- ・両手型人材マッチング、「誰でもDCプラン」、「“にいがた”の結び目」など、事業の成長・改善につながるソリューションメニューを拡充
- ・SBIグループとの共同ファンド「大光SBI地域活性化ファンド」では、第1号案件を含む3先に対し投資を実行
- ・「デジタルサイネージサービス」、「OFFICE DE YASAI」などのソリューションメニューを拡充

(イ)個人コンサルティングの強化

- ・長岡地域について、各店に配置していたマネーアドバイザーを3拠点に集約（2025年4月より）
- ・営業推進にデータ分析システムを活用
- ・相続・信託に関する専担者の増員
- ・消費者ローンの推進に向け、コールセンターを増員し、拠点を長岡市から新潟市に移転
- ・ローンスクエアでの資産運用相談を開始（土日・予約制）し、預り資産相談チャネルを拡充

(ウ)預金の増加

- ・ブランドCMの放映を開始
- ・法人の決済口座としての利用促進のため、インターネットバンキング利用先の拡充を図る「たいこうデジタル化応援キャンペーン」を実施
- ・魅力的な預金商品として、サステナビリティ定期預金キャンペーンを始め各種キャンペーンを実施

戦略②	業務改革
-----	------

AIの活用とデジタル化の促進、BPR施策の拡充により、業務の効率化と組織のスリム化を図り、人は付加価値の高い業務に専念する体制を構築するほか、お客さまへの提供価値の品質を高めることとしております。

また、リスクアペタイト方針のもとで、とるべきリスクとコントロールするリスクを明確にしたうえでリスクテイクし、健全性の維持と収益の最大化を図ることとしております。

〔重点施策〕

- DX・デジタル化戦略
- BPR施策の拡充
- 店舗政策
- 経費コントロール
- リスクコントロール

2024年度における主な取組みは次のとおりです。

- ・投資信託業務における内部管理責任者を各店配置からエリア配置への段階的変更
- ・新たなグループウェアを導入し、ペーパーレス化と事務効率化を促進
- ・営業店組織の統合・スリム化に向けた試行店での運用を開始（2025年4月より）

戦略③	人的資本の価値向上
-----	-----------

人材は銀行経営の礎であり、価値を生み出すための大切な財産という考えのもと、人材への適切な投資や社内環境の整備を通じてやりがい・働きがいを高め、「各自のキャリアデザイン」と「戦略と連動した将来の人材ポートフォリオ目標」の両方向の視点から、お客さまの「なりたい姿」の実現に貢献できる多様な人材を育成することとしております。

また、経営体質の強化に向け、行員数の減少トレンドは維持しつつ、業務改革の実践によりお客さまとの対話等の活動量を拡大していくこととしております。

〔重点施策〕

- 多様な人材の育成と活躍促進
- 営業担当者のお客さまとの対話等の活動量の拡大
- ウェルビーイングの向上

2024年度における主な取組みは次のとおりです。

(ア)多様な人材の育成と活躍促進

- ・従業員が自身のなりたい姿を描く「キャリアデザインシート」を新設し、上長始め周囲のサポートを受けながらキャリア形成を進める態勢を構築
- ・社外経験機会の公募制を導入
- ・社外交流機会として、日本精機株式会社・長岡市との合同研修「長岡市未来共創プロジェクト」を開催

(イ)営業担当者のお客さまとの対話等の活動量の拡大

- ・営業担当者の増員に向けたリスキリングプログラムを開始
- ・2025年度の新入行員より「営業コース」を新設

(ウ)ウェルビーイングの向上

- ・ワクワク感の向上に向け、頭取直轄の組織として、若手行員で組織された「ワクワク向上委員会」を立ち上げ、2024年度は11施策を立案し順次実施

戦略④	サステナビリティ経営の実践
-----	---------------

地域の活性化と中長期的な企業価値の向上を目指す持続的経営を基本方針とし、重要課題（マテリアリティ）を起点に策定した「たいこうSDGs宣言」に従い、事業活動を通じた課題解決にグループ一体で取り組むこととしております。

特に、環境への対応については、当行グループ自身の取組みに加え、取引先企業の脱炭素化のステップに応じたさまざまなニーズに対し、最適なソリューションを提供していくこととしております。

〔重点施策〕

■ サステナビリティ経営の実践

本項目については、年度毎に「サステナビリティ推進プログラム」を策定し、PDCAによる管理を行っております。

2024年度における主な取組みは次のとおりです。

- ・SDGs関連ソリューションの推進
- ・「人権方針」に基づく人権デューデリジェンスの実施
- ・「サステナブル投融資方針」の遵守状況のモニタリング
- ・退職者の復職制度の導入
- ・取締役会の実効性向上に向けた役員アンケートの実施と結果に基づく改善対応

戦略⑤	株主価値の向上
-----	---------

第13次中期経営計画の施策を着実に実践することで、企業価値の向上を図ってまいります。

また、株主還元方針に基づき株主還元に取り組むとともに、株主・投資家の皆さまとの積極的なコミュニケーションや非財務情報を含めた情報開示の充実などにより、株主資本コストの引下げに取り組むこととしております。

〔重点施策〕

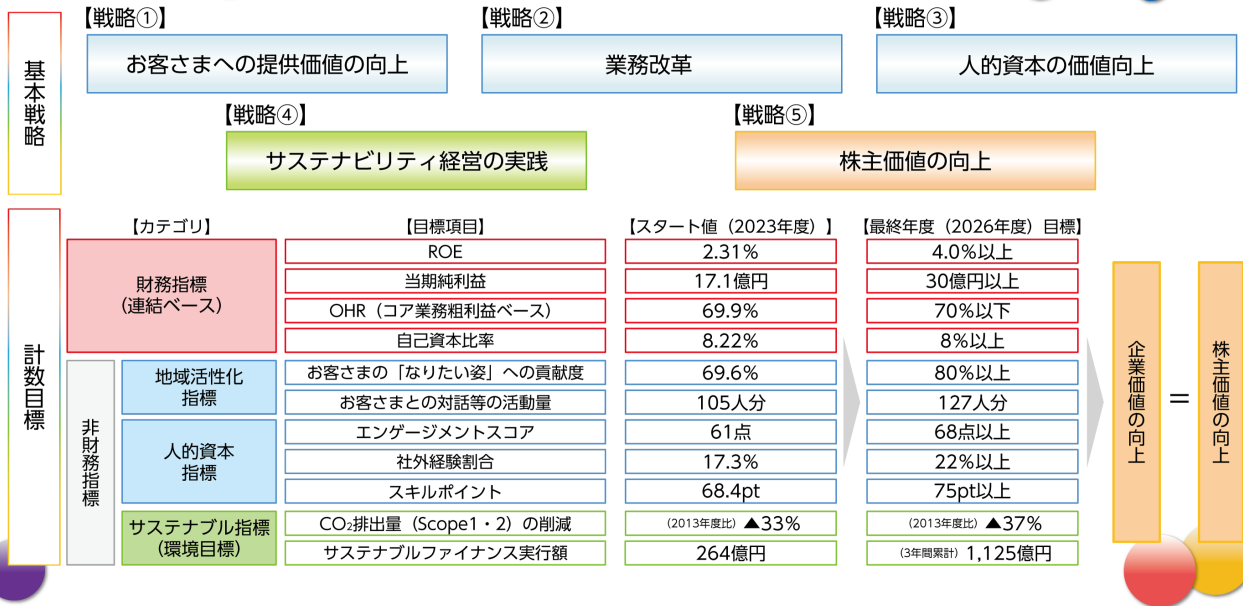
■ 株主還元の取組み

■ 株主資本コストの引下げに向けた取組み

2024年度における主な取組みは次のとおりです。

- ・株主還元方針に基づき、2025年3月期の年間配当を1株当たり65円00銭（うち中間配当30円00銭。2024年3月期から1株当たり15円00銭の増配）とすることを2025年6月24日開催の第123回定時株主総会の議案として提出
- ・株主資本コストの引下げに向け、統合報告書の記載内容を充実

Value Up ～ワクワクする未来へ～



(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

地域金融機関を取り巻く経営環境をみますと、「金利のある世界」への移行が進むなかで、国内外の経済・金融市場を巡る不確実性の高まりや経済社会の構造的な変化に直面しております。そして、これら国内外の経済・金融市場は、グローバルに相互関連しながら、刻々と変化しております。

こうした状況のなか、地域金融機関は、地域にとって重要な社会インフラとして、地域企業の価値向上等を通じて地域経済の回復・成長を支える役割を期待されております。

このような環境認識のもと、当行は、長期戦略方針に基づく第13次中期経営計画「Value Up～ワクワクする未来へ～」を鋭意、推進しております。誰にも負けない高い熱量でお客さまに親身に寄り添う「大光らしさ」に磨きをかけ、本計画に掲げる施策を着実に実践することで、地域から信頼され、地域とともに成長し、地域の未来を創造する銀行、また、働く全ての人が互いに高め合い、いきいき・はつらつと輝いている銀行を築き上げてまいります。その過程においては、SBIグループとの資本業務提携を通じてオープン・イノベーションをさらに加速させ、地域企業の生産性向上と地域のお客さまの資産形成をサポートすることにより、地域社会・経済の活性化を力強く支えてまいります。

併せて、お客さまから信頼いただき、安心してご利用いただくため、コンプライアンスの徹底やリスク管理の高度化に引き続き取り組んでまいります。

当行は、こうした取り組みにより、地域に根差した金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日時点において当行グループが判断したものであります。

当行グループは、持続可能な社会の実現に向け、経営理念に基づく企業活動を通じて、地域社会の抱える課題や気候変動等の環境問題など、地域社会を取り巻くさまざまな課題の解決に向けた活動に取り組み、地域の活性化と当行グループの中長期的な企業価値の向上の両立を目指す持続的経営を行ってまいります。

(1) ガバナンス

当行は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成や、政府が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みをグループ一体で推進していくため、総合企画部内にSDGs推進室を設置し、グループ全体を統括しております。

SDGs推進室の主導のもと、年度毎に取締役会の承認を受けた「サステナビリティ推進プログラム」を策定しております。

「サステナビリティ推進プログラム」には、当行グループが重要課題に掲げる事項について、年度の取組みと目標値（KPI）を定め、実施状況やKPIの実績値を半期毎に取締役会に報告し、改善を図っていく態勢としております。

(2) 戦略

当行グループは、ESGの観点から、「環境」（E）、「地域経済・社会」（S）、「ダイバーシティ」（S）、「ガバナンス」（G）の4つのテーマについて、機会とリスクを認識し、重要課題を特定しております。

それぞれのテーマに関する取組方針として「たいこうSDGs宣言」を制定しており、機会とリスクの両面から課題解決に向けた取組を進めてまいります。

① 環境（気候変動対応）

イ. 機会

脱炭素化に向けた設備投資等の資金需要の増加や、環境保全・気候変動対応に資する商品・サービスへのニーズの拡大を機会として想定しております。

ロ. リスク

物理的リスクとして、気候変動に起因する自然災害により、お客さまの業績悪化や担保価値の毀損等が発生し、当行の信用リスクが増加する可能性及び当行の事業施設が被災し事業活動に影響を及ぼす可能性を認識しております。

移行リスクとして、脱炭素社会への移行に伴う技術革新や市場変化への対応の遅れなどからお客さまの業績が悪化し、当行の信用リスクが増加する可能性を認識しております。

ハ. 重要課題

「気候変動への対応」、「自然環境の保護」を重要課題として特定しております。

ニ. 取組方針

事業活動を通じて環境保全の取組みを積極的かつ継続的に展開することで、低炭素・循環型社会の実現に貢献してまいります。

② 地域経済・社会

イ. 機会

外部環境の変化に対応するための資金繰り支援・本業支援の機会の増加や、事業承継・M&Aニーズの拡大、資産形成・資産運用ニーズの拡大を機会として想定しております。

ロ. リスク

地域の企業の生産性が向上しないことにより業績が悪化する可能性や、経営者の高齢化などにより事業所数が減少する可能性、それらのリスクの顕在化などにより、地域の魅力が低下し人口減少が加速する可能性や、地域の預金等の資産が地域外に流出する可能性をリスクとして認識しております。

ハ. 重要課題

「サステナブルな地域社会の実現」、「産業育成による地域経済の活性化」、「地域の魅力の向上」、「課題解決を通じた地域企業の企業価値の向上」、「継続的な金融仲介機能の発揮」、「安定的な資産形成・資産継承の支援」、「利便性の高いサービスの拡充」を重要課題として特定しております。

ニ. 取組方針

お客さまに深く入り込み、課題解決をサポートすることで、地域経済の活性化と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

③ ダイバーシティ（人的資本）

イ. 機会

多様な人材が活躍することによる、お客さまへの提供サービスの高付加価値化及び組織の活性化を通じた生産性の向上を機会として想定しております。

ロ. リスク

サービスの悪化により競争力が低下する可能性や、人材不足により組織体制が弱体化する可能性をリスクとして認識しております。

ハ. 重要課題

「やりがい・働きがいの向上」、「お客さまの成長をサポートできる多様な人材の育成」、「特性や能力を最大限に発揮できる環境の構築」を重要課題として特定しております。

ニ. 取組方針

ワークライフバランスの実現や人材育成機会の充実などにより、多様な人材が誇りと高いモチベーションを持って働ける職場環境の構築に取り組んでまいります。

ホ. 人材育成方針及び社内環境整備方針

当行グループは、ダイバーシティに関する取組方針に基づき、次のとおり、人材育成方針及び社内環境整備方針を定めております。

〔人材育成方針〕

お客さまに親しまれる銀行の一員として、コンサルティング能力を発揮し、お客さまの成長をサポートすることができる多様な人材を育成します。

〔社内環境整備方針〕

従業員一人ひとりの特性や能力を的確に把握し、希望する職務への配置やライフステージに合わせた働き方への柔軟な対応を行います。

④ ガバナンス

イ. 機会

コーポレート・ガバナンスの強化などによる持続的な企業価値の向上を機会として想定しております。

ロ. リスク

コーポレート・ガバナンスが適切に機能しないことにより、社会からの信頼が低下する可能性をリスクとして認識しております。

ハ. 重要課題

「当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」、「コーポレート・ガバナンスの強化」、「情報開示の充実」を重要課題として特定しております。

ニ. 取組方針

コーポレート・ガバナンスの充実により、健全で透明性の高い経営体制の確立に努めてまいります。

(3) リスク管理

当行グループは、環境（気候変動対応）、地域経済・社会、ダイバーシティ（人的資本）、ガバナンスに関するリスクの顕在化が当行グループの事業活動や財務内容等に重大な影響を及ぼす可能性があることを認識し、信用リスク管理やオペレーショナル・リスク管理等の統合的リスク管理の枠組みの中で管理する態勢を構築してまいります。

(4) 指標及び目標

当行グループでは、「環境（気候変動対応）」および「ダイバーシティ（人的資本）」の取組みについて、次の指標を用いております。当該指標に関する目標および実績は、次のとおりであります。

なお、「サステナブルファイナンス実行額」、「CO₂排出量（Scope1・Scope2）の削減」、「管理職（副長以上）に占める女性の割合」は、当行、連結子会社及び持分法適用関連会社を含めた計数であります。「エンゲージメントスコア」は当行の従業員のみを対象としてエンゲージメントサーベイを実施していること、「社外経験割合」は当行の従業員における社外での経験割合を目標としていること、「スキルポイント」は銀行業務に関連する検定資格ポイント、通信教育ポイントを目標としていることから、連結での計数の算定が困難であり、当行単体の計数としております。

① 環境（気候変動対応）

指標	目標	2024年度実績
サステナブルファイナンス実行額	2023年度～2030年度累計 3,000億円以上	2023年度～2024年度（2年間） 758億円
CO ₂ 排出量（Scope1・Scope2）の削減	2030年度 1,607t-CO ₂ 以下 （2013年度比▲46%以下）	1,723t-CO ₂ （2013年度比▲42%）

② ダイバーシティ（人的資本）

指標	目標	2024年度実績
管理職（副長以上）に占める女性の割合	2029年度末 30%以上	27.4%
エンゲージメントスコア	2026年度末 68点以上	60点
社外経験割合	2026年度末 22%以上	16.7%
スキルポイント	2026年度末 75pt以上	72.1pt

※定義

「管理職」：所属従業員を指揮・監督し、管理する者

「副長」：営業店で所管する担当職務について、所属従業員を指揮・監督し、管理する者

「エンゲージメントスコア」：全従業員（産休・育休者を除く）を対象としたエンゲージメントサーベイの総合スコア（「Wevox」により測定）

「社外経験割合」：出向経験が3ヶ月以上ある行員および中途入行の行員の全行員に占める割合

「スキルポイント」：「資格規程」に定める検定資格ポイント、通信教育ポイントの行員一人あたり平均値

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 信用リスク

① 不良債権

当行グループでは、厳格な自己査定に基づく不良債権処理の徹底と、適切な大口与信先の管理、融資先への積極的な経営改善支援活動に努めておりますが、今後の国内景気や地域経済の動向、融資先の経営状況等が変動した場合、又は、予期せぬ自然災害等により経済活動が制限された場合、不良債権及び与信費用が増加し、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼし、自己資本が減少する可能性があります。

② 貸倒引当金

当行グループでは、融資先の状況、担保の価値や経済状況を前提とした予想損失率を算定し、貸倒引当金を計上しており、その十分性を確保すべく、検証・見直しを実施しています。しかしながら、前提を上回る著しい経済状況の悪化や担保価格の大幅な下落等により、実際の貸倒れが想定を上回った場合、貸倒引当金の積増しを行わざるを得なくなり、その結果、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、貸出先の将来の業績見通しが変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

③ 地域経済の動向等の影響

当行グループは、地元である新潟県を主たる営業基盤として考え、貸出金の増強に注力しております。貸出金に占める地元融資先に対する融資比率は約7割となっており、貸出金の動向は地元経済の影響を受ける可能性があります。

また、従来から中小企業を主体とした事業性貸出、個人向けローンの増強に取り組んでおり、当行グループの業績は中小企業倒産や個人破産等の影響を受ける可能性があります。

(2) 市場リスク

① 市場業務に係るリスク

当行グループは、市場業務として債券、投資信託等の相場変動を伴う金融商品に対して投資活動を行っており、かかる活動に伴うリスクに晒されております。

主要なリスクとして、市場金利、株価、為替レート等の相場の変動が挙げられます。例えば、国内金利が大幅に上昇した場合には、当行グループの債券ポートフォリオの価値が減少することによって、評価損や実現損失が発生し、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

当行グループでは、市場管理部門がVaRによるリスク量等を計測し、リスク量の推移や経営体力との対比により健全性を検証した上で、毎月ALM委員会に報告しております。市況が大幅に変動した場合には、臨時ALM委員会を開催し、シミュレーション等により対応を協議しております。

② 保有株式に係るリスク

当行グループは、市場性のある株式を保有しています。

国内外の経済情勢や株式市場の需給関係の悪化、発行体の経営状態の悪化等により株価が大幅に下落した場合には、当行グループが保有する株式に評価損や実現損失が発生し、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼすとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

ただし、株式の保有は自己資本の水準と比較すると限定的であり、銘柄分散も図られております。

(3) 流動性リスク

① 資金繰りリスク

市場環境が大きく変化した場合や当行グループの信用状態が悪化した場合には、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化し、通常取引よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、想定を上回る預金流出が発生し、資金繰り運営に支障が生じる可能性があります。

安定した資金繰りを図るため、流動性資産の保有額等に基準を設定するとともに、資金繰り管理部門が常時その把握・管理を行っております。また、流動性危機時における対応策を規程によって定め、危機管理体制を確立しております。

② 市場流動性リスク

内外経済情勢の変化や金融市場が混乱した場合には、市場流動性が著しく低下し、有価証券等の保有資産の価値が下落する可能性があります。また、金融商品の売買において、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被る可能性もあります。

当行グループでは、市場流動性の低下に備えるため、経済や市場等の外部環境の情報を収集・分析するとともに、市場流動性リスクの観点から設定されたポジション枠等の限度枠について、遵守状況や使用状況をモニタリングしております。

(4) 事務リスク

当行グループは、役職員等が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被る可能性があり、この場合、当行グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

この事務リスクを適切に管理するため、「事務リスク管理方針」「事務リスク管理規程」を制定の上、厳格な事務処理を行うための事務処理の詳細手続きを定めた「事務処理手続きに関する事務処理規程等」を制定・整備するとともに、役職員等の事務レベル向上策として、各種の教育・研修や事務処理規程行内検定試験等を実施しております。また、内部牽制のため、毎月の店内検査及び監査部による定期的な内部監査を実施しております。

さらに、発生した事務事故については、発生状況を定期的に把握の上、内容・発生原因等を総合的に分析し、再発防止策並びにリスク軽減策を策定・実施しており、内部不正が発生した場合についても、都度、内容・発生原因等を徹底分析し、再発防止策を策定・実施し、再発の絶無を期しております。

(5) 金融犯罪、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備に伴うリスク

当行グループは、金融犯罪やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の発生防止策に関する管理態勢が不十分となり、想定範囲を超える金融犯罪が発生した場合、その対策に伴うコストや制裁金の発生、また、当行グループの風評が悪化すること等により、当行グループの業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクを適切に管理するため、当行グループでは、「マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止方針」「マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止規程」を制定の上、マネー・ローンダリング対策室を設置するとともに、営業・管理・監査の各部門が担う役割を明確にし、組織的に対策を進めております。

営業部門は、マネロン等のリスクに最初に直面する重要な役割を担うため、別途制定した「顧客受入に関する実務マニュアル」に基づく適切な顧客管理を行い、取引のリスクに応じた事務取扱を遂行しており、本部管理部門は、研修等により営業部門の理解促進を支援するほか、不審な取引に見られる傾向をもとにリスクの高い取引を検知するモニタリングを実施するなど、不適切な取引の未然防止・早期発見に努めております。さらに、内部監査部門では、マネロン等防止対策の適切性を確保するため、独立した立場から定期的に検証を行っております。

(6) システムリスク

当行グループは、コンピュータシステムの品質不良や人為的ミスの他、サイバー攻撃や自然災害等の外的要因により、コンピュータシステム等に障害が発生する可能性があります。障害の規模によっては当行グループの業務運営や業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

このシステムリスクを適切に管理するため、「システムリスク管理方針」「システムリスク管理規程」「サイバー攻撃対策マニュアル」等を制定の上、業務上重要である基幹系システムについては、コンピュータや回線、電気設備等の二重化、予備機の設置、コンピュータセンターの被災に備えたバックアップセンターの設置等の対策を講じるとともに、障害時やサイバー攻撃時の対応手順の整備、障害を想定した実効性のある訓練等を実施しております。

(7) 自己資本比率

当行グループは、海外営業拠点を有していないため、連結自己資本比率及び単体自己資本比率は国内基準である4%以上に維持しなければなりません。

当行グループの自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、監督当局より業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

当行グループの自己資本比率は、当行グループの業績の悪化や、本項「事業等のリスク」に記載する様々な要因により低下する可能性があります。

(8) 繰延税金資産

当行グループでは、繰延税金資産について、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定に基づき将来の課税所得を合理的かつ保守的に見積り計上しておりますが、今後多額の不良債権処理が発生した場合や税制関連の法令改正がなされた場合など実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 退職給付債務

当行グループの年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが想定を下回った場合、または予定退職給付債務を計算する前提となる割引率等の数値計算上の前提・仮定に変更があった場合等には退職給付費用及び債務が増加し、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当行グループでは、確定拠出年金制度の導入等により安定した制度運用を行っております。

(10) 固定資産の減損会計に関するリスク

当行グループは、保有する固定資産について「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。今後、市場価格の著しい下落、使用範囲又は方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) コンプライアンスリスク

当行グループは、実効性のあるコンプライアンス態勢の構築に努めておりますが、役職員が法令等に違反するような事態が生じた場合には当行グループに対する信用を失うこととなり、当行グループの業績や事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報漏洩のリスク

当行グループでは、個人情報保護法等に対応し、情報漏洩防止のため各種の安全管理措置を講じるとともに、厳格な内部監査の実施等により管理には十分留意しており、情報が漏洩する可能性は極めて低いと考えております。しかしながら、何らかの不測の原因により情報が漏洩した場合には当行グループに対する信用を失うこととなり、当行グループの事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 格付低下のリスク

当行は、格付機関より格付を取得しております。今後、当行の収益力や資産の質などの低下により格付が引き下げられた場合、当行の資金調達等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 災害等の発生に関するリスク

当行グループは、地震を始めとする自然災害、停電、原発事故、新型インフルエンザ等の感染症などの災害等が発生しても業務の運営に支障のないよう、業務継続計画（BCP）を定め、対策に努めておりますが、予想を超える大きな災害等が発生した場合は、設備・システム等の損傷、業務運営上十分な人員を確保できないなどの要因により業務の全部又は一部が停止するおそれがあるほか、被害が生じた取引先の経営状況悪化により与信関係費用が増加するなど、当行グループの業務運営あるいは業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 風評リスク

当行グループは、適時適切な情報開示等による透明性の確保のほか、インターネット上の風説やマスコミによる憶測記事等の確認を通じてリスク顕在化の未然防止に努めておりますが、当行グループや金融業界に関する悪評や風説・風評の流布が発生した場合、それが事実であるか否かにかかわらず、当行グループの評価・評判が低下し、当行グループの業績や当行の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 主要な事業の前提事項に関するリスク

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止または免許の取消等が命ぜられることがあります。

現時点において、当行はこれらの事由に該当する事実はないと認識しておりますが、将来、何らかの事由により前述の業務の停止または免許の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

当連結会計年度におけるわが国の経済を顧みますと、年度前半においては、個人消費は持ち直しに足踏みがみられた一方、生産や設備投資は企業収益の改善を背景に持ち直しの動きがみられました。年度後半においては、設備投資の持ち直しの動きが続いたほか、個人消費にも持ち直しの動きがみられ、景気全体としては、年度を通して緩やかな回復が続きました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、個人消費は一部で弱い動きを伴いつつも回復が続いたほか、企業収益に改善の動きがみられ、設備投資も持ち直すなど、全体としては緩やかな持ち直しが続きました。

市場動向につきましては、前年度末に40千円台であった日経平均株価は、日本銀行の利上げや米国景気の後退観測、トランプ政権への警戒感などにより値動きの大きな展開が続き、今年度末は35千円台に下落しました。前年度末に0.725%であった新発10年物国債利回りは、昨年7月の日本銀行による利上げにより1.1%程度まで上昇しましたが、8月初旬の日本株の下落や円高進行から、一時0.7%台半ばまで低下しました。その後は、本年1月の追加利上げやさらなる利上げ観測が強まるなかで上昇し、今年度末は1.485%となりました。

このような経済状況のもとで、当連結会計年度における当行グループの業績は次のとおりとなりました。

(財政状態)

当連結会計年度末における主要勘定の残高につきましては、以下のとおりであります。

預金等（預金＋譲渡性預金）は、法人預金や公金預金の増加などにより、前年同期比314億92百万円増加し、1兆4,692億85百万円（増加率2.1%）となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出や消費者ローンが増加したことなどにより、前年同期比228億17百万円増加し、1兆1,709億1百万円（増加率1.9%）となりました。

有価証券は、前年同期比101億53百万円減少し、3,429億70百万円（減少率2.8%）となりました。

純資産は、利益剰余金が増加したものの、その他有価証券評価差額金の減少などにより、前年同期比26億43百万円減少し、755億22百万円（減少率3.3%）となりました。

(経営成績)

当行グループの経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加による資金運用収益の増加や役務取引等収益の増加などにより、前年同期比4億68百万円増加の224億36百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用や営業経費が増加したものの、その他業務費用やその他経常費用が減少したことなどにより、前年同期比1億39百万円減少の185億44百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前年同期比6億6百万円増加の38億91百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益が増加したことなどにより、前年同期比7億79百万円増加の24億95百万円となりました。

(セグメントの状況)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

(キャッシュ・フローの状況)

当行グループの営業活動によるキャッシュ・フローは、預金等（預金＋譲渡性預金）及び借入金などの増加などにより409億31百万円の流入（前年同期比393億33百万円の流入増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還などにより8億46百万円の流入（前年同期は193億99百万円の流出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより6億49百万円の流出（前年同期比57百万円の流出増加）となりました。

これにより当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比411億28百万円増加し、1,271億3百万円となりました。

(自己資本比率)

当期末の連結自己資本比率（国内基準）は8.60%、単体自己資本比率（国内基準）は8.56%となりました。

いずれも規制値（4%）を大きく上回り、十分な水準を維持しております。

① 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門152億71百万円（合計に対する割合95.8%）、国際業務部門6億71百万円（合計に対する割合4.2%）となりました。

役務取引等収支は国内業務部門17億32百万円（合計に対する割合99.8%）、国際業務部門3百万円（合計に対する割合0.2%）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	14,335	546	—	14,881
	当連結会計年度	15,271	671	—	15,942
うち資金運用収益	前連結会計年度	14,484	641	4	15,122
	当連結会計年度	16,328	794	35	17,088
うち資金調達費用	前連結会計年度	149	95	4	241
	当連結会計年度	1,057	123	35	1,145
役務取引等収支	前連結会計年度	1,580	3	—	1,583
	当連結会計年度	1,732	3	—	1,735
うち役務取引等収益	前連結会計年度	3,552	13	—	3,566
	当連結会計年度	3,769	13	—	3,782
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,972	10	—	1,982
	当連結会計年度	2,036	10	—	2,046
その他業務収支	前連結会計年度	△1,054	11	—	△1,043
	当連結会計年度	△348	16	—	△331
うちその他業務収益	前連結会計年度	111	11	—	122
	当連結会計年度	116	16	—	133
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,165	—	—	1,165
	当連結会計年度	464	—	—	464

（注）1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額（△）」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度1百万円）を控除して表示しております。

② 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

ア. 国内業務部門

資金運用勘定の平均残高は、貸出金や有価証券の増加を主因に360億83百万円増加し1兆5,107億7百万円となりました。利回りは、貸出金利回りや有価証券利回りの上昇を主因に0.10ポイント上昇し1.08%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金や借入金増加を主因に458億24百万円増加し1兆5,741億87百万円となりました。利回りは、預金利回りの上昇を主因に0.06ポイント上昇し0.06%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(42,966) 1,474,624	(4) 14,484	0.98
	当連結会計年度	(51,828) 1,510,707	(35) 16,328	1.08
うち貸出金	前連結会計年度	1,124,705	11,550	1.02
	当連結会計年度	1,146,241	12,561	1.09
うち商品有価証券	前連結会計年度	12	—	—
	当連結会計年度	7	0	0.04
うち有価証券	前連結会計年度	306,545	2,801	0.91
	当連結会計年度	312,378	3,399	1.08
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	27	0	0.00
	当連結会計年度	41	0	0.27
うち預け金	前連結会計年度	366	128	35.12
	当連結会計年度	211	331	156.98
資金調達勘定	前連結会計年度	1,528,363	149	0.00
	当連結会計年度	1,574,187	1,057	0.06
うち預金	前連結会計年度	1,425,535	145	0.01
	当連結会計年度	1,441,210	971	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	29,595	1	0.00
	当連結会計年度	28,576	21	0.07
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	26,541	2	0.01
	当連結会計年度	27,286	46	0.17
うち借入金	前連結会計年度	54,358	—	—
	当連結会計年度	80,045	19	0.02

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引であります。

2. 平均残高は、当行については日々の残高に基づいて算出しておりますが、連結子会社については半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度108,178百万円、当連結会計年度119,572百万円）を控除して表示しております。

4. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

イ．国際業務部門

資金運用勘定の平均残高は、有価証券の増加を主因に89億8百万円増加し538億17百万円となりました。利回りは、有価証券利回りの上昇を主因に0.05ポイント上昇し1.47%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、円投入額の増加を主因に88億72百万円増加し538億15百万円となりました。利回りは、円投入支払利息の増加を主因に0.01ポイント上昇し0.22%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	44,909	641	1.42
	当連結会計年度	53,817	794	1.47
うち貸出金	前連結会計年度	1,500	9	0.63
	当連結会計年度	1,500	13	0.90
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	40,919	500	1.22
	当連結会計年度	49,788	658	1.32
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(42,966) 44,943	(4) 95	0.21
	当連結会計年度	(51,828) 53,815	(35) 123	0.22
うち預金	前連結会計年度	413	2	0.61
	当連結会計年度	302	1	0.36
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	1,547	89	5.75
	当連結会計年度	1,670	87	5.21
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

（注）1．「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を控除して表示しております。

3．（ ）内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

4．国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式により算出しております。

ウ. 合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,519,533	42,966	1,476,567	15,126	4	15,122	1.02
	当連結会計年度	1,564,525	51,828	1,512,697	17,123	35	17,088	1.12
うち貸出金	前連結会計年度	1,126,205	—	1,126,205	11,559	—	11,559	1.02
	当連結会計年度	1,147,741	—	1,147,741	12,575	—	12,575	1.09
うち商品有価証券	前連結会計年度	12	—	12	—	—	—	—
	当連結会計年度	7	—	7	0	—	0	0.04
うち有価証券	前連結会計年度	347,464	—	347,464	3,302	—	3,302	0.95
	当連結会計年度	362,166	—	362,166	4,057	—	4,057	1.12
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	27	—	27	0	—	0	0.00
	当連結会計年度	41	—	41	0	—	0	0.27
うち預け金	前連結会計年度	366	—	366	128	—	128	35.12
	当連結会計年度	211	—	211	331	—	331	156.98
資金調達勘定	前連結会計年度	1,573,306	42,966	1,530,339	245	4	241	0.01
	当連結会計年度	1,628,002	51,828	1,576,174	1,180	35	1,145	0.07
うち預金	前連結会計年度	1,425,949	—	1,425,949	148	—	148	0.01
	当連結会計年度	1,441,512	—	1,441,512	973	—	973	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	29,595	—	29,595	1	—	1	0.00
	当連結会計年度	28,576	—	28,576	21	—	21	0.07
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	1,547	—	1,547	89	—	89	5.75
	当連結会計年度	1,670	—	1,670	87	—	87	5.21
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	26,541	—	26,541	2	—	2	0.01
	当連結会計年度	27,286	—	27,286	46	—	46	0.17
うち借入金	前連結会計年度	54,358	—	54,358	—	—	—	—
	当連結会計年度	80,045	—	80,045	19	—	19	0.02

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度108,179百万円、当連結会計年度119,573百万円)を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額(△)」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

③ 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預金・貸出業務の増加などにより37億82百万円となりました。

また、役務取引等費用は、国内業務部門の増加を主因として20億46百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	3,552	13	—	3,566
	当連結会計年度	3,769	13	—	3,782
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,110	—	—	1,110
	当連結会計年度	1,325	—	—	1,325
うち為替業務	前連結会計年度	537	11	—	548
	当連結会計年度	549	11	—	560
うち証券関連業務	前連結会計年度	42	—	—	42
	当連結会計年度	26	—	—	26
うち代理業務	前連結会計年度	35	—	—	35
	当連結会計年度	30	—	—	30
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	4	—	—	4
	当連結会計年度	5	—	—	5
うち保証業務	前連結会計年度	41	2	—	44
	当連結会計年度	36	2	—	39
うち投信・保険窓販業務	前連結会計年度	1,172	—	—	1,172
	当連結会計年度	1,195	—	—	1,195
役務取引等費用	前連結会計年度	1,972	10	—	1,982
	当連結会計年度	2,036	10	—	2,046
うち為替業務	前連結会計年度	51	10	—	61
	当連結会計年度	52	10	—	62

（注） 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

④ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	1,399,498	382	—	1,399,881
	当連結会計年度	1,430,097	263	—	1,430,361
うち流動性預金	前連結会計年度	791,019	—	—	791,019
	当連結会計年度	799,880	—	—	799,880
うち定期性預金	前連結会計年度	606,054	—	—	606,054
	当連結会計年度	626,882	—	—	626,882
うちその他	前連結会計年度	2,424	382	—	2,807
	当連結会計年度	3,334	263	—	3,597
譲渡性預金	前連結会計年度	37,912	—	—	37,912
	当連結会計年度	38,924	—	—	38,924
総合計	前連結会計年度	1,437,411	382	—	1,437,793
	当連結会計年度	1,469,021	263	—	1,469,285

（注） 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

⑤ 貸出金残高の状況

ア. 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	1,148,084	100.00	1,170,901	100.00
製造業	90,322	7.87	93,261	7.97
農業、林業	6,660	0.58	5,876	0.50
漁業	489	0.04	407	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	1,428	0.12	1,283	0.11
建設業	61,223	5.33	64,176	5.48
電気・ガス・熱供給・水道業	9,262	0.81	9,459	0.81
情報通信業	4,353	0.38	4,845	0.41
運輸業、郵便業	24,091	2.10	26,633	2.27
卸売業、小売業	76,980	6.70	77,566	6.62
金融業、保険業	107,291	9.35	107,565	9.19
不動産業、物品賃貸業	154,068	13.42	161,612	13.80
サービス業等	102,166	8.90	103,270	8.82
地方公共団体	131,294	11.44	128,109	10.94
その他	378,452	32.96	386,832	33.04

（注）海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

イ. 外国政府等向け債権残高

該当ありません。

⑥ 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	58,451	—	58,451
	当連結会計年度	72,644	—	72,644
地方債	前連結会計年度	46,545	—	46,545
	当連結会計年度	41,323	—	41,323
社債	前連結会計年度	85,497	—	85,497
	当連結会計年度	80,457	—	80,457
株式	前連結会計年度	11,727	—	11,727
	当連結会計年度	11,868	—	11,868
その他の証券	前連結会計年度	111,212	39,689	150,901
	当連結会計年度	92,915	43,760	136,675
合計	前連結会計年度	313,434	39,689	353,123
	当連結会計年度	299,210	43,760	342,970

（注） 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

ア. 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識等

当期に取り組んでまいりました主な施策は以下のとおりであり、2024年4月より開始した3ヵ年の第13次中期経営計画「Value Up～ワクワクする未来へ～」に基づき、徹底的に地域に密着する姿勢を貫くことを基本に、地域社会を取り巻く様々な課題の解決に向けた活動に取り組んでまいりました。

日本銀行の金融政策の見直しに伴う対応では、市場金利の動向を踏まえ、円預金金利や、貸出金利の基準となる短期プライムレートの段階的な引上げを実施しました。引き続き金融政策の見直しが地域経済に与える影響を見極めながら、お客さまに丁寧な説明を行うとともに、これまで以上に高い付加価値を提供してまいります。

持続可能な社会の実現に向けた取組みとしましては、昨年9月、空き家問題への対応を資金面からサポートするため、新潟県内金融機関としては初めて、自治体と連携した空き家活用促進スキーム「アキカツローン」への参加を開始したほか、長岡市の次期総合計画策定に向けたアイデアの検討や異業種交流を通じた人材育成を目的に、昨年12月より、同市、地元大手企業と連携した合同研修「長岡市未来共創プロジェクト」を4回のカリキュラムで開催するなど、自治体との協働を促進してまいりました。また、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）とのサステナブルファイナンス業務にかかる覚書の第1号案件として、環境配慮型住宅を提供するお取引先企業に対し、サステナビリティに関する目標設定やモニタリング等を行うポジティブ・インパクト・ファイナンスの契約を締結しました。脱炭素への取組みとしましては、昨年7月、資源エネルギー庁が立ち上げ、中小企業等の省エネを地域で支える「省エネ・地域パートナーシップ」への参加を開始したほか、脱炭素ソリューション「省エネ設備導入支援サービス」を通じたCO2排出削減相当量は、取扱いを開始した2023年6月から本年2月末までの累計で1,318t（日本の1世帯当りの年間CO2排出量の約523世帯分に相当）にのぼり、一定の成果をあげております。このほかの2024年度における取組みの実績では、お客さまのSDGsに対する取組みのサポートとして推進している「たいこうSDGsサポートサービス」は、33社のお取引先企業に対しSDGs宣言の策定をご支援したほか、SDGs私募債は、寄付先として新たに公益財団法人長岡市米百俵財団と佐渡市世界遺産推進基金を追加し、発行いただいた16社のお取引先企業からの寄付額は、自治体や教育機関などに対する寄付も合わせ105万円となりました。

事業を営むお客さまに対しましては、事業承継の取組みへのサポートを目的に、昨年5月、ワンストップでの地元応援型M&Aサービス「“にいがた”の結び目」を創設するとともに、栃木銀行、東和銀行、筑波銀行、大東銀行と事業承継に関する包括連携協定を締結し、広域マッチング体制を構築しました。また、本年2月には、地域のライフラインを支える管工事業のさらなる活性化と持続可能なまちづくりに向け、長岡管工事業協同組合と包括連携協定を締結しました。お取引先事業者に向けた新たなサービスとしましては、福利厚生や従業員の安定的な資産形成のサポートを目的に、昨年7月より、企業型確定拠出年金「誰でもDCプラン」の紹介業務の取扱いを開始したほか、ブランディング強化や認知度向上へのサポートを目的に広告媒体事業に参入し、本年2月より「たいこうデジタルサイネージサービス」の取扱いを開始しました。

個人のお客さまに対しましては、若年層に対する住宅取得のサポートなどを目的に、昨年8月より、住宅ローンの最長返済期間を50年に延長したほか、昨年10月からは、連帯債務でのお借入れの場合に、いずれの方にもローン残高全額分の生命保険を付保する連生団体信用生命保険の取扱いを開始しました。また、お客さまの利便性の向上につながる取組みとして、ローンのお申込からご契約までインターネット上で完結するWeb完結型ローンの取扱商品を拡充し、主立ったローン商品はWebのみで完結できるようになりました。

当連結会計年度の経営成績等につきまして、この1年を顧みますと、原材料価格の高騰など厳しい環境にあるお客さまに親身に寄り添い、それぞれのお客さまの課題に応じた適切な支援策を迅速かつ積極的に講じてまいりました。本業のコア業務純益（除く投資信託解約損益）を増加させることができましたのは、日本銀行による政策金利の引上げが一つの要因ではありますが、低金利環境下で地道に取り組んできた経営体質の強化と、お客さまに寄り添うことで培われてきた経営基盤の強化が実を結んだ成果と捉えており、第13次中期経営計画の初年度として順調なスタートが切れたと考えております。

引き続き、地域のお客さまに親身に寄り添い、地域活性化に向けた活動に全力で取り組むことで、当行自身の成長につなげてまいります。

イ. 経営成績等に重要な影響を与える要因

当行グループは、本店が所在する新潟県を主たる営業基盤としており、これらの地域で中小企業を中心とした事業者向け貸出、個人向け貸出の推進などを行っております。このため、新潟県経済が低迷した場合には取引先の業況悪化などを通じ貸出資産の劣化と資金収益力の低下要因となります。

与信関係費用につきましては、取引先の経営改善や事業再生に積極的に取り組んでいることに加え、厳格な自己査定を実施し、実態に即し償却・引当処理を適正に実施しております。今後につきましても、債務者の経営実態及び信用力変化の把握により、適切に与信管理を行ってまいります。

このほか、当行グループを取り巻く経営環境は、競争が厳しく、利鞘の縮小が収益性の悪化を招く要因となります。

また、経済・市場環境が変化するなかで、株式などの保有有価証券の価格変動により損失が生じるおそれがあります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当行グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金等（預金＋譲渡性預金）及び借入金増加などにより409億31百万円の流入（前年同期比393億33百万円の流入増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還などにより8億46百万円の流入（前年同期は193億99百万円の流出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより6億49百万円の流出（前年同期比57百万円の流出増加）となりました。

これにより当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比411億28百万円増加し、1,271億3百万円となりました。

当行グループの資本の財源及び資金の流動性については次のとおりであります。

当行グループの中核事業は銀行業であり、主に本店ほか支店が立地する地域のお客さまから預入れいただいた預金を貸出金や有価証券で運用しております。

固定資産の取得等の資本的支出につきましては、自己資金で対応しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおりであります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2025年3月31日
1. 連結自己資本比率（2/3）	8.60
2. 連結における自己資本の額	755
3. リスク・アセットの額	8,780
4. 連結総所要自己資本額	351

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2025年3月31日
1. 単体自己資本比率（2/3）	8.56
2. 単体における自己資本の額	749
3. リスク・アセットの額	8,756
4. 単体総所要自己資本額	350

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2024年3月31日	2025年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33	34
危険債権	232	234
要管理債権	1	0
正常債権	11,410	11,628

(生産、受注及び販売の状況)

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

5 【重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行グループでは銀行業（当行）において、お客様の利便性向上と、より一層の金融サービスの提供を目的とした店舗の改修及び事務機器の新設・更新などを行い、当連結会計年度の設備投資額は590百万円となりました。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2025年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
						面積（㎡）	帳簿価額（百万円）					
当行	－	本店	新潟県長岡市	銀行業	店舗	3,444.04	1,725	2,219	123	859	4,928	208
	－	神田支店 ほか9店	新潟県長岡市	〃	〃	(1,736.90) 7,483.07	448	154	14	4	622	49
	－	新潟支店 ほか22店	新潟県新潟市 中央区ほか	〃	〃	(2,672.60) 16,881.23	2,794	547	60	23	3,426	227
	－	五泉支店 ほか1店	新潟県五泉市	〃	〃	2,147.07	119	14	2	－	136	18
	－	水原支店 ほか1店	新潟県阿賀野 市	〃	〃	(430.26) 1,602.56	55	17	3	5	82	23
	－	津川支店	新潟県東蒲原 郡阿賀町	〃	〃	760.26	20	3	1	－	24	4
	－	新発田支 店ほか1 店	新潟県新発田 市	〃	〃	(689.31) 1,483.76	147	335	10	－	493	25
	－	中条支店	新潟県胎内市	〃	〃	476.92	31	6	0	－	38	9
	－	村上支店	新潟県村上市	〃	〃	731.91	52	0	0	－	53	11
	－	三条支店 ほか1店	新潟県三条市	〃	〃	1,999.14	259	103	3	－	367	31
	－	燕支店ほ か1店	新潟県燕市	〃	〃	1,575.88	17	0	0	－	18	28
	－	見附支店	新潟県見附市	〃	〃	1,030.83	122	78	0	－	202	11
	－	加茂支店	新潟県加茂市	〃	〃	520.12	80	6	1	－	88	9
	－	十日町支 店ほか1 店	新潟県十日町 市	〃	〃	1,569.43	87	15	5	－	108	17
	－	六日町支 店	新潟県南魚沼 市	〃	〃	786.45	60	9	1	－	70	12
	－	小出支店	新潟県魚沼市	〃	〃	406.41	41	12	2	－	56	12
	－	小千谷支 店ほか1 店	新潟県小千谷 市	〃	〃	494.58	78	78	1	0	159	12
	－	柏崎支店 ほか1店	新潟県柏崎市	〃	〃	2,215.49	202	113	4	－	320	19
	－	高田支店 ほか1店	新潟県上越市	〃	〃	(309.27) 1,409.16	117	199	6	－	323	28
	－	糸魚川支 店	新潟県糸魚川 市	〃	〃	477.03	3	0	0	－	3	5
	－	両津支店 ほか1店	新潟県佐渡市	〃	〃	(153.19) 1,094.71	117	13	3	－	134	15
	－	前橋支店	群馬県前橋市	〃	〃	1,178.92	46	0	1	－	48	9

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
						面積（㎡）	帳簿価額（百万円）					
当行	－	川口支店	埼玉県川口市	銀行業	店舗	1,246.06	586	128	1	－	716	21
	－	大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区	〃	〃	1,143.55	635	32	2	－	670	15
	－	上尾支店	埼玉県上尾市	〃	〃	538.84	64	0	0	－	64	2
	－	桶川支店	埼玉県桶川市	〃	〃	595.00	49	0	1	－	50	18
	－	鴻巣支店	埼玉県鴻巣市	〃	〃	546.37	29	0	0	－	29	3
	－	東京支店	東京都豊島区	〃	〃	－	－	15	8	2	26	22
	－	横浜支店	神奈川県横浜市中区	〃	〃	－	－	5	4	－	10	15
	－	小計		－	－	(5,991.53) 53,838.79	8,000	4,114	269	896	13,279	878
	－	社宅・寮	新潟県長岡市ほか	銀行業	社宅・寮	4,042.75	508	144	0	－	652	－
	－	その他の施設	新潟県長岡市ほか	〃	厚生施設、書庫	1,527.44	21	4	0	－	26	－
	小計		－	－	5,570.19	529	149	0	－	679	－	
		合計		－	－	(5,991.53) 59,408.98	8,529	4,263	269	896	13,958	878

- (注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
2. 土地の面積欄の () 内は、借地の面積 (うち書き) であり、その年間賃借料は建物も含め36百万円であります。
3. 動産は、事務機械50百万円、その他219百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、売却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメン トの 名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	新津支店	新潟県新潟市	新築	銀行業	店舗の移転	585	385	自己資金	2024年 7月	2025年 5月
当行	大宮支店	埼玉県さいたま市	改築	銀行業	店舗の改築	697	196	自己資金	2024年 12月	2026年 5月
当行	預かり資産事務の電子化	新潟県長岡市	新設	銀行業	ソフトウェア等	223	—	自己資金	2025年 1月	2026年 2月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2025年6月20日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,671,400	9,671,400	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	9,671,400	9,671,400	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

2013年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2013年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2013年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役 10
新株予約権の数（個）※	234（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,340（注）1. 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年7月13日 至 2043年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,260 資本組入額 1,130（注）1
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

2014年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2014年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2014年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（社外取締役除く） 10
新株予約権の数（個）※	305（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,050（注） 1. 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年7月15日 至 2044年7月14日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,100 資本組入額 1,050（注） 1
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2015年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2015年6月24日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2015年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（社外取締役除く） 10
新株予約権の数（個）※	260（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,600（注） 1. 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年7月14日 至 2045年7月13日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,210 資本組入額 1,105（注） 1
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2016年6月23日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2016年6月23日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2016年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（社外取締役除く） 10
新株予約権の数（個）※	367（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,670（注） 1. 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年7月12日 至 2046年7月11日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,640 資本組入額 820（注） 1
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2017年6月22日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2017年6月22日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2017年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 7
新株予約権の数（個）※	277（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,770（注） 1. 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年7月11日 至 2047年7月10日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,270 資本組入額 1,135（注） 1
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2018年6月22日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2018年6月22日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2018年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 7
新株予約権の数（個）※	294（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,940（注） 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年7月10日 至 2048年7月9日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,024 資本組入額 1,012
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2019年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2019年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 6
新株予約権の数（個）※	933（注） 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 9,330（注） 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月13日 至 2049年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,823 資本組入額 912
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

2020年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2020年6月24日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 6
新株予約権の数（個）※	1,032（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,320（注）3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年7月14日 至 2050年7月13日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,264 資本組入額 632
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

2021年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2021年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 6
新株予約権の数（個）※	1,541（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 15,410（注）3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年7月13日 至 2051年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,138 資本組入額 569
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

2022年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2022年6月24日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2022年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 6
新株予約権の数（個）※	2,151（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 21,510（注）3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年7月12日 至 2052年7月11日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,197 資本組入額 599
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

2023年6月23日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2023年6月23日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2023年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 6
新株予約権の数（個）※	3,172（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 31,720（注）3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年7月11日 至 2053年7月10日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 910 資本組入額 455
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

2024年6月25日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2024年6月25日の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	2024年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 7
新株予約権の数（個）※	3,342（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 33,420（注）3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年7月13日 至 2054年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,426 資本組入額 713
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（2025年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、取締役会の決議により必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の一部行使は認めない。

(2) 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(3) 当行は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することができない旨を決定することができる。

① 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

② 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

③ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合。

④ 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

(5) その他の行使の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行は、当行を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

2025年6月24日開催予定の取締役会において決議を予定しているストックオプション制度

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく株式報酬型ストックオプションとして、当行取締役に対して新株予約権を割り当てることを、2025年6月24日開催予定の取締役会において決議する予定であり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日（予定）	2025年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（監査等委員である取締役除く） 7
新株予約権の数（個）	3,954
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 39,540 [募集事項] 4 に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	[募集事項] 6 に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 未定 資本組入額 未定
新株予約権の行使の条件	[募集事項] 7 に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項] 11 に記載しております。

決議を予定している新株予約権の募集事項については次のとおりであります。

[募集事項]

1. 新株予約権の名称

株式会社大光銀行第13回新株予約権

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当行取締役（監査等委員である取締役除く） 7名

3. 新株予約権の総数

3,954個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、10株とする。

なお、割当日後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、取締役会の決議により必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2025年7月15日から2055年7月14日までとする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使は認めない。
- (2) 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- (3) 当行は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することができない旨を決定することができる。
 - ①新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。
 - ②新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。
 - ③新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合。
 - ④新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

10. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記7の定めまたは当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合、当行は、当行取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が資本下位会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会（株主総会が不要な場合は当行取締役会）において承認された場合、当行は、当行取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当行は、当行を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

13. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

14. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、1株当たりのオプション価格（以下、「オプション価格」という。）に前記4に定める付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とし、オプション価格は、次の算式（ブラック・ショールズモデル）により計算される金額とする。

$$\text{オプション価格}(C) = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$
$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

とし、それぞれの算式における記号の意味は、以下のとおりとする。

C	:	オプション価格
S	:	株価 割当日の前営業日（2025年7月11日）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
X	:	行使価額（1円）
t	:	予想残存期間（3.6年）
σ	:	ボラティリティ 2021年12月17日から2025年7月11日までの過去3.6年相当分の週次株価から算出する。
r	:	無リスクの利子率 残存年数が予想残存期間（ t ）に近似する国債の利子率
λ	:	配当利回り 直近事業年度の配当実績に基づき算出する。
$N(d_n)$	:	標準正規分布の累積分布関数

※上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

15. 新株予約権の払込金額の払込みの方法

当行は新株予約権の割当対象者に対して、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額と同額の報酬を支給することとし、新株予約権の割当対象者は、新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

16. 新株予約権を割り当てる日

2025年7月14日（月）

17. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2025年7月14日（月）

18. 新株予約権の行使請求受付場所

当行人事部秘書室（またはその時々における当該業務担当部署）

19. 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

当行本店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	△87,042	9,671	—	10,000	—	8,208

(注) 2017年6月22日開催の第115回定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより発行済株式総数は87,042,600株減少し、9,671,400株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	20	29	717	56	6	3,951	4,779	－
所有株式数 （単元）	－	17,653	4,189	35,436	6,229	19	32,863	96,389	32,500
所有株式数の 割合（％）	－	18.31	4.34	36.76	6.46	0.01	34.09	100	－

(注) 自己株式141,379株は、「個人その他」に1,413単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6	320	3.35
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	272	2.85
SBI地銀ホールディングス株式 会社	東京都港区泉ガーデンタワー19階	268	2.81
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番 地1	224	2.35
鈴木 高幸	東京都北区	163	1.71
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	148	1.55
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	142	1.49
セコム上信越株式会社	新潟県新潟市中央区新光町1番地10	126	1.32
株式会社トマト銀行	岡山県岡山市北区番町二丁目3番4号	118	1.24
株式会社長野銀行	長野県松本市渚二丁目9番38号	113	1.19
計	—————	1,896	19.90

（注）上記の他、株式会社大光銀行名義の自己株式141千株（発行済株式総数に対する所有株式の割合1.46%）があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 141,300	—	単元株式数 100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,497,600	94,976	同上
単元未満株式	普通株式 32,500	—	1 単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	9,671,400	—	—
総株主の議決権	—	94,976	—

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手 通一丁目5番地6	141,300	—	141,300	1.46
計	—————	141,300	—	141,300	1.46

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	412	608,683
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月2日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （新株予約権の権利行使）	9,070	18,901,775	—	—
その他 （単元未満株式の売渡請求による売渡）	—	—	—	—
保有自己株式数	141,379	—	141,379	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2025年6月2日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、銀行の公共的使命を念頭に置き経営基盤強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、株主に対する配当を基本とした利益還元を通して資本効率の向上を図ることを基本方針としており、1株につき50円の年間配当を下限とし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じて弾力的に株主への利益還元に努めることとしております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、年間1株当たり65円00銭の配当（うち中間配当30円00銭）とすることを2025年6月24日開催の第123回定時株主総会の議案として提出しました。

当該議案が承認可決された場合、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向は24.81%となります。

内部留保資金につきましては、厳しい収益環境のなかではありますが、経営環境の変化に対応すべく収益力、経営基盤強化に有効投資してまいりたいと考えております。

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額
2024年11月8日 取締役会決議	285	30円00銭
2025年6月24日 定時株主総会決議（予定）	333	35円00銭

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実が、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの支持と信頼の確立を目指していくための最も重要な経営課題の一つと位置付け、株主共同の利益とステークホルダーとの協働を確保しつつ、経営活動や意思決定の透明性向上に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組むこととしております。

当行は、銀行業務に精通した取締役による意思決定機能及び独立した複数の社外取締役による公正かつ透明性の高い経営監督機能を有する取締役会と、常勤の監査等委員である取締役による高度な情報収集力と過半数の社外取締役を配し強固な独立性を有する監査等委員会による監査等委員会設置会社を採用しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として「監査等委員会設置会社」を採用しております。

業務執行、監査に係る当行の機関等の内容（有価証券報告書提出日現在）は次のとおりです。

イ. 取締役会

取締役会は、代表取締役会長石田幸雄、代表取締役頭取川合昌一、専務取締役鈴木裕之、常務取締役金井哲男、取締役相場実、取締役高橋義彦、取締役関口寛、監査等委員である取締役山口知康及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、坂井啓二、中村稚枝子、高橋正秀の計12名で構成され、代表取締役頭取が議長を務めております。取締役会は、客観的かつ合理的判断を確保しつつ報告・審議及び当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督することとしております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、取締役会は、代表取締役会長石田幸雄、代表取締役頭取川合昌一、専務取締役鈴木裕之、常務取締役金井哲男、常務取締役相場実、取締役高橋義彦、取締役関口寛、監査等委員である取締役山口知康及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、坂井啓二、高橋正秀、本間由美子の計12名で構成される予定であります。

ロ. 常務会

取締役会で決定した基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議する機関として、代表取締役会長石田幸雄、代表取締役頭取川合昌一、専務取締役鈴木裕之、常務取締役金井哲男、取締役相場実、取締役関口寛及び監査等委員である取締役山口知康により構成される常務会を取締役会の下に設置しており、代表取締役頭取が議長を務めております。常務会は原則、毎週開催されております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、常務会は、代表取締役会長石田幸雄、代表取締役頭取川合昌一、専務取締役鈴木裕之、常務取締役金井哲男、常務取締役相場実、取締役関口寛及び監査等委員である取締役山口知康により構成される予定であります。

ハ. 指名・報酬諮問委員会

取締役会の任意の諮問委員会として、取締役の選解任や報酬に関する重要な事項の決定にあたり、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を高めることを目的に設置しており、代表取締役会長石田幸雄、代表取締役頭取川合昌一及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、坂井啓二、中村稚枝子、高橋正秀の計6名で構成され、代表取締役頭取が委員長を務めております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、指名・報酬諮問委員会は、代表取締役会長石田幸雄、代表取締役頭取川合昌一及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、坂井啓二、高橋正秀、本間由美子の計6名で構成される予定であります。

二. 経営委員会

常務会の諮問機関として、「信用リスク管理委員会」・「コンプライアンス委員会」・「ALM委員会」・「システム投資委員会」の4つの経営委員会を設置し、経営に関する重要な課題について各部門間の連携を図り、協議・調整を行っております。

各委員会の議事結果につきましては、常務会の各員に報告しているほか、重要な事案については常務会で協議し、取締役会で決定しております。

(イ) 信用リスク管理委員会

与信に係るリスク管理と適切な与信ポートフォリオの構築を目的に設置しており、事務局であるリスク統括部の担当役員である取締役相場実が委員長を務めております。委員会は必要に応じて適宜開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、委員長はリスク統括部の担当役員となる常務取締役相場実が務める予定であります。また、引き続き常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席する予定であります。

(ロ) コンプライアンス委員会

法令等の遵守体制を確立し、コンプライアンス意識の高い企業風土の実現を目的に設置しており、代表取締役頭取川合昌一が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、委員長は引き続き代表取締役頭取川合昌一が務める予定であります。また、引き続き常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席する予定であります。

(ハ) ALM委員会

リスク量の計測や分析を通じ、安定した収益の確保を目指すことを目的に設置しており、代表取締役頭取川合昌一が委員長を務め、事務局はリスク統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、委員長は引き続き代表取締役頭取川合昌一が務める予定であります。また、引き続き常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席する予定であります。

(ニ) システム投資委員会

戦略的・効率的なシステム投資を行うことを目的に設置しており、代表取締役頭取川合昌一が委員長を務め、事務局は総合企画部及びIT・オペレーション統括部が担っております。委員会は毎月開催し、常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席することとしております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、委員長は引き続き代表取締役頭取川合昌一が務める予定であります。また、引き続き常勤の監査等委員である取締役山口知康が出席する予定であります。

ホ. 監査等委員会

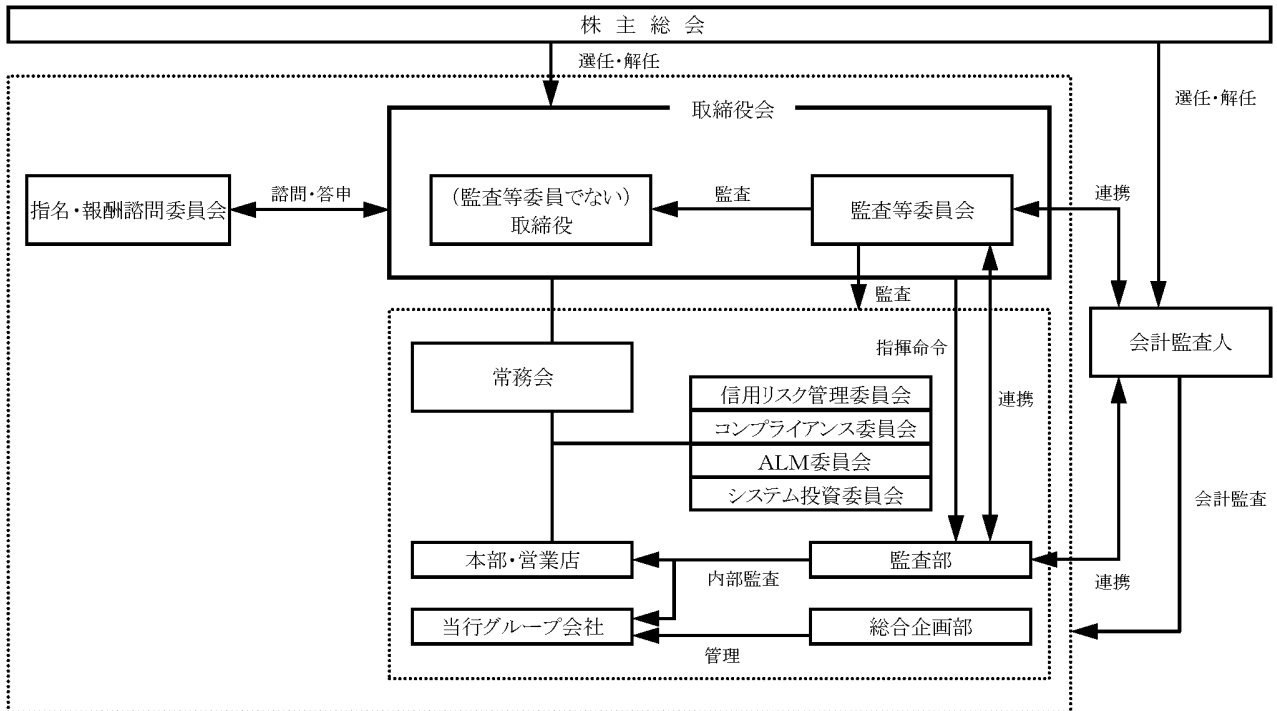
監査等委員である取締役山口知康及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、坂井啓二、中村稚枝子、高橋正秀の計5名で構成される監査等委員会は、原則月1回開催するほか、常勤の監査等委員である取締役山口知康が常務会及び各経営委員会に出席し、取締役の職務の執行及び業務全般について監査を行うこととしております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員会は、監査等委員である取締役山口知康及び監査等委員である社外取締役の細貝巖、坂井啓二、高橋正秀、本間由美子の計5名で構成される予定であります。

ヘ. 会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。会計監査人は、法令等に基づき当行の計算書類等を監査しているほか、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を監査しております。

〔コーポレート・ガバナンス体制図〕



③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当行は、「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めており、本方針に基づき内部統制システムの整備に取り組んでおります。

内部統制につきましては、法令等の遵守、各種リスクの状況把握と適切な対応が経営の健全性維持と収益力強化のための最重要課題であると位置づけております。

コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理の適切性・有効性については、被監査部門から独立した頭取直轄の監査部が各部署に対し内部監査を実施し、その検証を通じて経営管理の改善に努めております。

監査等委員会は、業務の執行状況について諸法令や行内規程との適合性に関する監査を実施することとしております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の組織面につきましては、信用リスク、市場リスク等各リスクの主管部を明確にするとともに、リスク管理態勢の統制を図り、リスクを総合的に掌握する管理部署をリスク統括部と定めております。

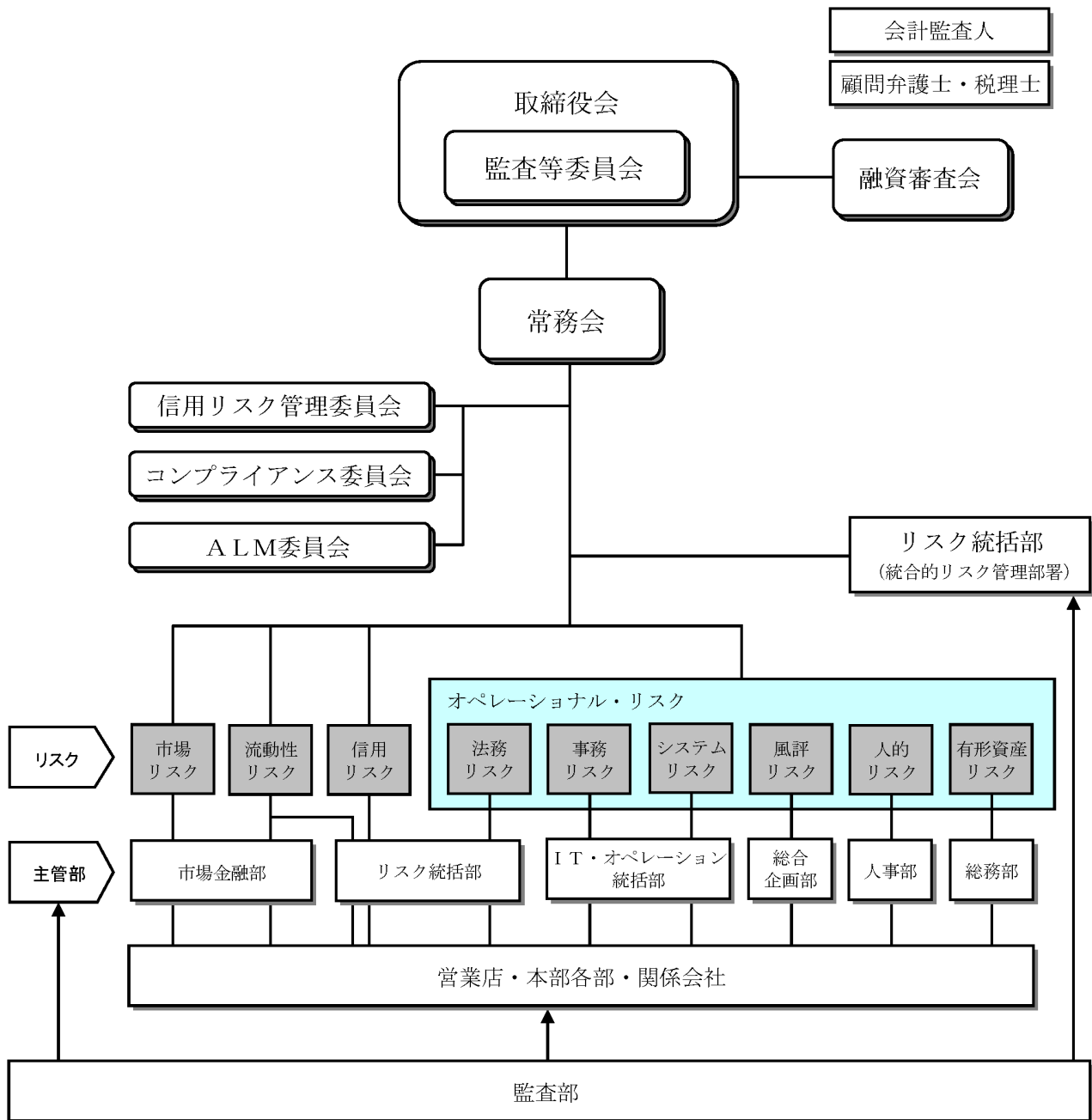
運営面につきましては、リスク毎の管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、リスク統括部において年度毎の管理方針であるリスク管理プログラムを策定し、中間時点及び年度末にその実施状況をチェックするなど、リスクの統合管理に努めております。また、それらのリスクを横断的に管理するため、経営委員会（信用リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会）において必要な協議を行っているほか、内部監査部門である監査部が各部署のリスク管理の適切性を監査しております。さらに、大口融資案件その他重要審査案件等を審査し融資の可否を決定する機関として融資審査会を設置しております。有価証券報告書提出日現在、融資審査会は、代表取締役会長石田幸雄、代表取締役頭取川合昌一、専務取締役鈴木裕之、常務取締役金井哲男、取締役相場実、取締役関口寛及び監査等委員である取締役山口知康により構成されております。

当行では、業務の適法性を確保するとともに、リスクの未然防止の観点から、取締役会・常務会付議事項、新業務・新商品、契約書等のリーガルチェックを行っております。また、法務・税務にかかる経営上の問題については、顧問弁護士及び顧問税理士に照会し、専門的な見地からの指導を受けております。

個人情報保護への対応としましては、「個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）」「個人情報保護規程」等を策定し、顧客情報の漏洩の未然防止及び教育・研修を通じて役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、融資審査会は、代表取締役会長石田幸雄、代表取締役頭取川合昌一、専務取締役鈴木裕之、常務取締役金井哲男、常務取締役相場実、取締役関口寛及び監査等委員である取締役山口知康により構成される予定であります。

〔リスク管理体制図〕



ハ．子会社・関連会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当行の子会社・関連会社における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項として「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社から必要な事項について協議又は報告を受けるなど、適切な管理を行っております。また、当行の内部監査部門である監査部が子会社・関連会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査しております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役との間において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ホ．補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

へ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(イ) 被保険者の範囲

当行並びに当行の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員、会社法上の重要な使用人、社外派遣役員、及び退任役員

(ロ) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補填限度額及び一定の免責金額等を設けるほか、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は、補填の対象としないこととしております。

なお、当該保険契約の保険料は株主代表訴訟特約部分については被保険者が負担しておりますが、それ以外については当行が負担しております。

ト. 取締役の定数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）は15名以内、監査等委員である取締役は6名以内とする旨定款に定めております。

チ. 取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

リ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(イ) 自己株式の取得

会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

(ロ) 中間配当

会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

ヌ. 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

④ 取締役会の活動状況

イ. 取締役会の開催頻度・取締役の出席状況

取締役会は原則毎月1回開催することとしており、当事業年度は13回開催いたしました。個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

(取締役会への出席状況)

氏 名	役職名 ※ 1	出席回数／開催回数（出席率）
石田 幸雄	代表取締役会長	13回／13回（100%）
川合 昌一	代表取締役頭取	13回／13回（100%）
鈴木 裕之	専務取締役	13回／13回（100%）
西山 克義	常務取締役	3回／3回（100%）※ 2
金井 哲男	常務取締役	10回／10回（100%）※ 3
相場 実	取締役	13回／13回（100%）
高橋 義彦	取締役	13回／13回（100%）
関口 寛	取締役	10回／10回（100%）※ 4
山口 知康	監査等委員（常勤）	13回／13回（100%）
細貝 巖	監査等委員（社外）	13回／13回（100%）
坂井 啓二	監査等委員（社外）	13回／13回（100%）
中村 稚枝子	監査等委員（社外）	13回／13回（100%）
高橋 正秀	監査等委員（社外）	13回／13回（100%）

※ 1 役職名は、当事業年度末現在又は退任時のものを表しております。

※ 2 常務取締役西山克義は、2024年6月25日開催の定時株主総会をもって任期満了により退任しております。

※ 3 常務取締役金井哲男は、2024年6月25日の就任以降に開催された取締役会10回すべてに出席しております。

※ 4 取締役関口寛は、2024年6月25日の就任以降に開催された取締役会10回すべてに出席しております。

ロ．取締役会における主な検討内容

- ・第13次中期経営計画の達成に向けた取組みについて
- ・サステナビリティへの取組みについて
- ・店舗政策について
- ・システム投資案件について
- ・政策投資株式の各銘柄の今後の保有方針について
- ・財務報告にかかる内部統制の有効性評価について
- ・統合的リスク管理プログラムの取組みについて
- ・コンプライアンス・リスク管理プログラムの取組みについて

⑤ 指名・報酬諮問委員会の活動状況

イ．指名・報酬諮問委員会の開催頻度・取締役の出席状況

指名・報酬諮問委員会は原則年3回開催することとしており、当事業年度は4回開催いたしました。個々の委員の出席状況は次のとおりであります。

(指名・報酬諮問委員会への出席状況)

氏 名	役職名 ※	出席回数／開催回数（出席率）
石田 幸雄	代表取締役会長	4 回／ 4 回（100%）
川合 昌一	代表取締役頭取	4 回／ 4 回（100%）
細貝 巖	監査等委員（社外）	4 回／ 4 回（100%）
坂井 啓二	監査等委員（社外）	4 回／ 4 回（100%）
中村 稚枝子	監査等委員（社外）	4 回／ 4 回（100%）
高橋 正秀	監査等委員（社外）	4 回／ 4 回（100%）

※ 役職名は、当事業年度末現在のものを表しております。

ロ. 指名・報酬諮問委員会における主な検討内容

- ・第122回定時株主総会に提出する取締役の選任議案の原案について
- ・第122回定時株主総会終結後の取締役会に提出する代表取締役、役付取締役の選任議案の原案について
- ・第122回定時株主総会終結後の取締役会に提出する業務執行取締役の職務分担議案の原案について
- ・第122回定時株主総会終結後の取締役会に提出する執行役員の選任議案の原案について
- ・2024年 5 月開催の取締役会に提出する業績連動型報酬の原案について
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬及び使用人分給与について
- ・第123回定時株主総会及び株主総会終結後の取締役の異動（案）について
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬の改定（案）について
- ・取締役（監査等委員）の月額報酬の改定（案）について

(2) 【役員の状況】

① 2025年6月20日（有価証券報告書提出日）現在の役員一覧

男性11名 女性1名（役員のうち女性の比率 8.33%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)	石田 幸雄	1954年1月2日生	1976年4月 株式会社大光相互銀行入行 2003年8月 業務監査部業務監査室長 2005年6月 総合企画部企画広報課長兼コンプライアンス室長 2006年6月 総合企画部副部長 2008年7月 大宮支店長 2009年6月 総合企画部長 2011年6月 取締役総合企画部長 2013年6月 常務取締役 2016年6月 専務取締役 2017年6月 専務取締役関東地区本部長 2019年6月 取締役頭取 2024年6月 取締役会長（現職）	2024年 6月から 1年	10,600
取締役頭取 (代表取締役)	川合 昌一	1961年8月31日生	1993年3月 株式会社大光銀行入行 2011年6月 桶川支店長 2013年2月 審査部副部長 2014年6月 審査部長 2017年6月 執行役員審査部長 2019年6月 取締役関東地区本部長 2021年6月 常務取締役営業本部長 2023年6月 専務取締役コスト削減・業務改革特命チーム部長 2024年6月 取締役頭取（現職）	2024年 6月から 1年	2,700
専務取締役	鈴木 裕之	1962年3月2日生	1984年4月 株式会社大光相互銀行入行 2008年7月 営業統括部営業企画グループマネージャー 2011年6月 営業統括部副部長 2013年6月 総合企画部長 2016年6月 新発田支店長 2018年6月 執行役員監査部長 2020年6月 執行役員人事部長 2021年1月 執行役員人事部長兼女性活躍推進室長兼コスト削減特命チーム部長 2021年6月 取締役人事部長兼コスト削減特命チーム部長 2022年1月 取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長 2022年6月 常務取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長 2023年6月 常務取締役人事部長兼営業本部長 2024年6月 専務取締役人事部長兼営業本部長（現職）	2024年 6月から 1年	2,000
常務取締役	金井 哲男	1962年10月30日生	1986年4月 大蔵省入省 2010年7月 東京国税局総務部長 2012年7月 株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構）執行役員 2015年8月 長崎県警察本部長 2017年8月 国税庁調査査察部長 2018年7月 名古屋国税局長 2019年9月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事 2021年10月 税務大学校長 2023年11月 当行顧問 2024年6月 常務取締役コスト削減・業務改革特命チーム部長（現職）	2024年 6月から 1年	200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	相場 実	1962年 9 月10日生	1986年 4 月 株式会社大光相互銀行入行 2009年 6 月 融資企画部融資企画グループマネージャー 2011年 6 月 経営管理部主計グループマネージャー 2013年 5 月 経営管理部副部長 2014年 6 月 経営管理部長 2019年 6 月 執行役員経営管理部長 2021年 6 月 執行役員総合企画部長 2022年 6 月 取締役 2024年 6 月 取締役リスク統括部長（現職）	2024年 6 月から 1 年	1, 000
取締役	高橋 義彦	1962年 9 月27日生	1985年 4 月 株式会社大光相互銀行入行 2009年 6 月 直江津支店長 2011年 6 月 石山支店長 2013年 6 月 大宮支店長 2015年 2 月 燕支店長 2017年 6 月 三条支店長 2019年 6 月 営業統括部付部長兼えちご大花火支店長 2020年 6 月 営業統括部長兼えちご大花火支店長 2021年 6 月 執行役員新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長 2023年 6 月 取締役新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長 2024年 6 月 取締役長岡地区本部長兼本店営業部長兼神田支店長兼千手支店長（現職）	2024年 6 月から 1 年	1, 400
取締役	関口 寛	1964年 3 月19日生	2001年 5 月 株式会社大光銀行入行 2010年 6 月 中沢支店長 2012年 6 月 中条支店長 2013年 6 月 安田支店長 2015年 6 月 新潟駅前支店長 2016年10月 新潟駅前支店長兼沼垂支店長 2017年 6 月 総務部副部長 2019年 6 月 市場金融部付部長 2020年 6 月 市場金融部長 2023年 6 月 執行役員市場金融部長 2024年 6 月 取締役市場金融部長（現職）	2024年 6 月から 1 年	100
取締役 (監査等委員)	山口 知康	1961年 7 月28日生	1985年 4 月 株式会社大光相互銀行入行 2007年 6 月 人事部秘書室長 2010年 6 月 河渡支店長 2012年 6 月 見附支店長 2013年 6 月 金融サービス部長 2015年 3 月 地域産業支援部長 2016年 6 月 東京支店長兼総合企画部東京事務所長 2017年 6 月 執行役員人事部長兼女性活躍推進室長 2018年 6 月 執行役員人事部長 2020年 6 月 執行役員監査部長 2021年 6 月 取締役（監査等委員）（現職）	2023年 6 月から 2 年	2, 500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	細貝 巖	1958年7月4日生	1992年4月 第二東京弁護士会登録 1997年6月 新潟県弁護士会登録 1999年3月 細貝法律事務所所長（現職） 2004年6月 株式会社原信監査役 2010年6月 原信ナルスホールディングス株式 会社（現 アクシアルリテイリン グ株式会社）監査役 2014年6月 株式会社大光銀行取締役 2014年6月 アクシアルリテイリング株式会 社取締役 2017年6月 株式会社大光銀行取締役（監査等 委員）（現職） 2023年2月 株式会社中越カンントリー倶楽部取 締役（現職）	2023年 6月から 2年	2,200
取締役 (監査等委員)	坂井 啓二	1948年5月28日生	1977年3月 公認会計士登録 1981年3月 税理士登録 1985年3月 坂井会計事務所所長（現職） 1994年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任 監査法人トーマツ）代表社員 2007年6月 日本公認会計士協会東京会新潟県 会会長 2012年9月 一正蒲鉾株式会社監査役 2014年7月 さくらの街信用組合（現 はばた き信用組合）員外監事 2015年9月 一正蒲鉾株式会社取締役（監査等 委員） 2019年6月 株式会社大光銀行取締役（監査等 委員）（現職） 2019年12月 はばたき信用組員外監事	2023年 6月から 2年	1,400
取締役 (監査等委員)	中村 稚枝子	1954年8月28日生	1977年4月 新潟県庁入庁 1994年4月 県総務部知事公室広報広聴課広報 係長 1996年4月 県福祉保健部児童家庭課保育係長 1999年4月 県環境生活部生活企画課副参事 （予算係長） 2001年4月 県環境生活部文化振興課長補佐 2003年4月 県総合政策部調整課企画主幹・調 整課長補佐 2005年4月 県県民生活・環境部文化振興課長 2007年4月 県知事政策局秘書課長 2008年11月 県総務管理部副部長 2009年4月 県総務管理部副部長兼自治研修所 長 2010年4月 県県民生活・環境部長 2015年3月 新潟県庁退職 2017年2月 新潟県労働委員会委員（公益委 員） 2017年6月 公益財団法人新潟県国際交流協会 監事（現職） 2019年11月 新潟県公務災害補償等審査会委員 （現職） 2021年6月 株式会社大光銀行取締役（監査等 委員）（現職）	2023年 6月から 2年	900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	高橋 正秀	1957年2月23日生	1980年6月 株式会社新潟日報社入社（編集局） 2008年4月 同社編集局次長兼報道本部長兼写真画像部長兼編集委員 2014年4月 同社執行役員営業統括本部広告事業本部長 2016年3月 同社取締役編集制作統括本部長 2018年3月 同社常務取締役経営企画会議議長、経営管理本部長 2020年3月 同社専務取締役経営企画会議議長、経営管理本部長 2021年3月 同社代表取締役専務経営企画会議議長 2022年3月 同社顧問（現職） 2022年3月 株式会社新潟日報サービスネット代表取締役会長 2022年4月 株式会社新潟日報メディアネット代表取締役会長 2023年6月 株式会社大光銀行取締役（監査等委員）（現職）	2023年 6月から 2年	400
計					25,400

- （注） 1. 取締役のうち細貝巖、坂井啓二、中村稚枝子及び高橋正秀は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役細貝巖、坂井啓二、中村稚枝子及び高橋正秀は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当行は、執行役員制度を導入しております。制度の目的、執行役員の構成等は、以下のとおりであります。
- （1）執行役員制度の目的
- 取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を図るとともに、多様な人材の登用により組織の活性化を図るため
- （2）執行役員の構成
- 2025年6月20日（有価証券報告書提出日）時点の執行役員は以下のとおりであります。
- 関 潤（新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長）
丸山 宗一（監査部長）
酒井 達也（営業戦略部長兼えちご大花火支店長）
長谷川 幸夫（地域産業支援部長）

② 2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案承認可決後の役員一覧

2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、役員一覧は以下のとおりとなる予定であります。

男性11名 女性1名（役員のうち女性の比率 8.33%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)	石田 幸雄	1954年1月2日生	1976年4月 株式会社大光相互銀行入行 2003年8月 業務監査部業務監査室長 2005年6月 総合企画部企画広報課長兼コンプライアンス室長 2006年6月 総合企画部副部長 2008年7月 大宮支店長 2009年6月 総合企画部長 2011年6月 取締役総合企画部長 2013年6月 常務取締役 2016年6月 専務取締役 2017年6月 専務取締役関東地区本部長 2019年6月 取締役頭取 2024年6月 取締役会長（現職）	2025年 6月から 1年	10,600
取締役頭取 (代表取締役)	川合 昌一	1961年8月31日生	1993年3月 株式会社大光銀行入行 2011年6月 桶川支店長 2013年2月 審査部副部長 2014年6月 審査部長 2017年6月 執行役員審査部長 2019年6月 取締役関東地区本部長 2021年6月 常務取締役営業本部長 2023年6月 専務取締役コスト削減・業務改革特命チーム部長 2024年6月 取締役頭取（現職）	2025年 6月から 1年	2,700
専務取締役	鈴木 裕之	1962年3月2日生	1984年4月 株式会社大光相互銀行入行 2008年7月 営業統括部営業企画グループマネージャー 2011年6月 営業統括部副部長 2013年6月 総合企画部長 2016年6月 新発田支店長 2018年6月 執行役員監査部長 2020年6月 執行役員人事部長 2021年1月 執行役員人事部長兼女性活躍推進室長兼コスト削減特命チーム部長 2021年6月 取締役人事部長兼コスト削減特命チーム部長 2022年1月 取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長 2022年6月 常務取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命チーム部長 2023年6月 常務取締役人事部長兼営業本部長 2024年6月 専務取締役人事部長兼営業本部長（現職） 2025年6月 専務取締役営業本部長（就任予定）	2025年 6月から 1年	2,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	金井 哲男	1962年10月30日生	1986年4月 大蔵省入省 2010年7月 東京国税局総務部長 2012年7月 株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構）執行役員 2015年8月 長崎県警察本部長 2017年8月 国税庁調査査察部長 2018年7月 名古屋国税局長 2019年9月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事 2021年10月 税務大学校長 2023年11月 当行顧問 2024年6月 常務取締役コスト削減・業務改革特命チーム部長（現職）	2025年 6月から 1年	200
常務取締役	相場 実	1962年9月10日生	1986年4月 株式会社大光相互銀行入行 2009年6月 融資企画部融資企画グループマネージャー 2011年6月 経営管理部主計グループマネージャー 2013年5月 経営管理部副部長 2014年6月 経営管理部長 2019年6月 執行役員経営管理部長 2021年6月 執行役員総合企画部長 2022年6月 取締役 2024年6月 取締役リスク統括部長（現職） 2025年6月 常務取締役（就任予定）	2025年 6月から 1年	1,000
取締役	高橋 義彦	1962年9月27日生	1985年4月 株式会社大光相互銀行入行 2009年6月 直江津支店長 2011年6月 石山支店長 2013年6月 大宮支店長 2015年2月 燕支店長 2017年6月 三条支店長 2019年6月 営業統括部部付部長兼えちご大花火支店長 2020年6月 営業統括部長兼えちご大花火支店長 2021年6月 執行役員新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長 2023年6月 取締役新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長 2024年6月 取締役長岡地区本部長兼本店営業部長兼神田支店長兼千手支店長（現職）	2025年 6月から 1年	1,400
取締役	関口 寛	1964年3月19日生	2001年5月 株式会社大光銀行入行 2010年6月 中沢支店長 2012年6月 中条支店長 2013年6月 安田支店長 2015年6月 新潟駅前支店長 2016年10月 新潟駅前支店長兼沼垂支店長 2017年6月 総務部副部長 2019年6月 市場金融部部付部長 2020年6月 市場金融部長 2023年6月 執行役員市場金融部長 2024年6月 取締役市場金融部長（現職）	2025年 6月から 1年	100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	山口 知康	1961年7月28日生	1985年4月 株式会社大光相互銀行入行 2007年6月 人事部秘書室長 2010年6月 河渡支店長 2012年6月 見附支店長 2013年6月 金融サービス部長 2015年3月 地域産業支援部長 2016年6月 東京支店長兼総合企画部東京事務 所長 2017年6月 執行役員人事部長兼女性活躍推進 室長 2018年6月 執行役員人事部長 2020年6月 執行役員監査部長 2021年6月 取締役(監査等委員) (現職)	2025年 6月から 2年	2,500
取締役 (監査等委員)	細貝 巖	1958年7月4日生	1992年4月 第二東京弁護士会登録 1997年6月 新潟県弁護士会登録 1999年3月 細貝法律事務所所長(現職) 2004年6月 株式会社原信監査役 2010年6月 原信ナルスホールディングス株式 会社(現 アクシアルリテイリン グ株式会社)監査役 2014年6月 株式会社大光銀行取締役 2014年6月 アクシアルリテイリング株式会 社取締役 2017年6月 株式会社大光銀行取締役(監査等 委員)(現職) 2023年2月 株式会社中越カントリー倶楽部取 締役(現職)	2025年 6月から 2年	2,200
取締役 (監査等委員)	坂井 啓二	1948年5月28日生	1977年3月 公認会計士登録 1981年3月 税理士登録 1985年3月 坂井会計事務所所長(現職) 1994年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ)代表社員 2007年6月 日本公認会計士協会東京会新潟県 会会長 2012年9月 一正蒲鉾株式会社監査役 2014年7月 さくらの街信用組合(現 はばた き信用組合)員外監事 2015年9月 一正蒲鉾株式会社取締役(監査等 委員) 2019年6月 株式会社大光銀行取締役(監査等 委員)(現職) 2019年12月 はばたき信用組合員外監事	2025年 6月から 2年	1,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	高橋 正秀	1957年2月23日生	1980年6月 株式会社新潟日報社入社（編集局） 2008年4月 同社編集局次長兼報道本部長兼写真画像部長兼編集委員 2014年4月 同社執行役員営業統括本部広告事業本部長 2016年3月 同社取締役編集制作統括本部長 2018年3月 同社常務取締役経営企画会議議長、経営管理本部長 2020年3月 同社専務取締役経営企画会議議長、経営管理本部長 2021年3月 同社代表取締役専務経営企画会議議長 2022年3月 同社顧問（現職） 2022年3月 株式会社新潟日報サービスネット代表取締役会長 2022年4月 株式会社新潟日報メディアネット代表取締役会長 2023年6月 株式会社大光銀行取締役（監査等委員）（現職）	2025年 6月から 2年	400
取締役 (監査等委員)	本間 由美子	1960年4月11日生	1983年4月 新潟県庁入庁 2002年4月 県巻健康福祉事務所地域福祉課課長代理 2006年4月 県労働委員会事務局総務課調整審査第1係長 2008年4月 県監査委員事務局監査第3班副参事 2010年4月 県教育庁生涯学習推進課長補佐 2011年4月 県県民生活・環境部文化振興課長 2012年4月 県県民生活・環境部消費者行政課長 2014年4月 県県民生活・環境部県民生活課長 2015年4月 県県民生活・環境部副部長 2016年4月 県監査委員事務局長 2018年4月 県県民生活・環境部長 2019年4月 県会計管理者兼出納局長 2021年3月 新潟県庁退職 2021年4月 新潟県国民健康保険団体連合会常務理事 2025年6月 株式会社大光銀行取締役（監査等委員）（就任予定）	2025年 6月から 2年	—
計					24,500

- (注) 1. 取締役のうち細貝巖、坂井啓二、高橋正秀及び本間由美子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役細貝巖、坂井啓二、高橋正秀及び本間由美子は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当行は、執行役員制度を導入しております。制度の目的、執行役員の構成等は、以下のとおりであります。
- (1) 執行役員制度の目的
- 取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を図るとともに、多様な人材の登用により組織の活性化を図るため
- (2) 執行役員の構成
- 2025年6月24日開催予定の定時株主総会終結後の執行役員は、以下のとおりとなる予定であります。
- なお、() 内は有価証券報告書提出日現在の役職であります。
- 関 潤（新潟地区本部長兼新潟支店長兼学校町支店長）
- 丸山 宗一（監査部長）
- 酒井 達也（営業戦略部長兼えちご大花火支店長）
- 長谷川 幸夫（地域産業支援部長）
- 長 澤 宏（株式会社SBI新生銀行グループ法人企画部副部長）

③ 社外役員の状況

イ. 社外取締役の員数

有価証券報告書提出日現在、当行の社外取締役は4名であり、いずれも監査等委員であります。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、社外取締役は引き続き4名となり、いずれも監査等委員となる予定であります。

ロ. 社外取締役との関係

社外取締役の細貝巖、坂井啓二、中村稚枝子、高橋正秀は、当行との間において通常の銀行取引があるほか、当行株式を保有しており、その所有株式数は「(2) 役員の状況 ①2025年6月20日（有価証券報告書提出日）現在の役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。

また、高橋正秀が顧問を務める株式会社新潟日報社と当行との間において通常の営業取引及び資本取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、社外取締役は細貝巖、坂井啓二、高橋正秀、本間由美子となる予定であります。新たに社外取締役となる本間由美子は、当行との間において通常の銀行取引があります。

ハ. 選任状況に関する考え方、企業統治において果たす機能及び役割

細貝巖につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を持ち合わせており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

坂井啓二につきましては、公認会計士、税理士としての豊富な経験と専門的見地から企業会計に関して高い実績をあげており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

中村稚枝子につきましては、長年にわたり新潟県の行政に携わり幅広い知識と豊富な知見を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

高橋正秀につきましては、公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、また、会社経営者としての幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案において新たに監査等委員である社外取締役の候補者とした本間由美子につきましては、長年にわたり新潟県の行政に携わり幅広い知識と豊富な知見を有しており、取締役の職務の執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任するものであります。

当行は、社外取締役の独立性判断基準を次のとおり定め、適切に運用しております。

〔社外取締役の独立性判断基準〕

当行における社外取締役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう）
4. 当行から多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者
5. 当行の主要株主またはその業務執行者
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 - ア. 上記1～5に該当する者
 - イ. 当行の子会社・関連会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役

※定義

「最近」：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合などを含む。

「主要な」：直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定する。

「多額」：過去3年平均で、年間1,000万円以上

「主要株主」：議決権比率10%以上

「重要でない者」：「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

「近親者」：配偶者及び二親等以内の親族

上記の独立性判断基準に照らし、社外取締役全員が当行からの独立性を有していると考えられることから、当行は東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届出ております。

④ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会において、常勤の監査等委員である取締役が非常勤の監査等委員である社外取締役に対し、常務会や経営委員会での協議内容、内部監査部門による内部監査の状況等について説明を行うなど、監査等委員である社外取締役との的確な情報共有を図ることとしております。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において説明を受けた内部監査の状況等について意見を述べるなど、監査等委員間の情報共有のもと、監査部との相互連携を図ることとしております。

非常勤の監査等委員である社外取締役は、会計監査人から定期的な監査概要及び監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど、連携を図ることとしております。

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期ごとに内部統制部門より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしております。非常勤の監査等委員である社外取締役は、こうした的確な情報共有のもと、監査等委員会において内部統制の整備・運用状況について、外部者の立場から意見を述べることとしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

イ. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名と非常勤の監査等委員である社外取締役4名の計5名から構成されております。

監査等委員会の職務の補佐を行うため、他の部署から独立した専任のスタッフ2名を配置しております。

監査等委員会では、期初に監査方針、年間の監査計画を定め、業務分担を決定しております。また、事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査等委員会における審議のうえ監査報告書の作成や取締役への通知を行い、定時株主総会において株主に報告することとしております。

なお、監査等委員である社外取締役坂井啓二は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

※当行は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されまると、監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名（山口知康）及び非常勤の監査等委員である社外取締役4名（細貝巖、坂井啓二、高橋正秀、本間由美子）の計5名で構成される予定であります。

ロ. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

(イ) 監査等委員会の開催頻度・監査等委員の出席状況

監査等委員会は原則毎月1回開催することとしており、当事業年度は15回開催いたしました。個々の監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

(監査等委員会への出席状況)

氏 名	役職名	出席回数／開催回数（出席率）
山口 知康	監査等委員（常勤）	15回／15回（100%）
細貝 巖	監査等委員（社外）	15回／15回（100%）
坂井 啓二	監査等委員（社外）	15回／15回（100%）
中村 稚枝子	監査等委員（社外）	15回／15回（100%）
高橋 正秀	監査等委員（社外）	14回／15回（93%）

(ロ) 監査等委員会の検討事項

・内部統制システム

内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

・重点監査項目等

中期経営計画の進捗状況等経営課題への取組状況を確認しております。

・会計監査人に関する評価

会計監査人から監査計画・監査方法の説明、半期レビューの報告及び監査結果の報告を受け適切性、相対性の評価を行っております。

(ハ) 常勤及び社外監査等委員の活動状況

・取締役会、常務会、経営委員会等の重要会議（社外監査等委員は取締役会のみ）に出席し議事の内容を把握し、必要な発言を行っております。特に、社外監査等委員は、専門的知見やバックグラウンドを活かす形で意見を述べております。

・常勤監査等委員は、定期的に年4回の頻度で頭取との面談を実施しております。

・常勤監査等委員は、重要会議の議事録、経費・寄付金等の決裁書類、契約書等重要書類の閲覧・確認を行っております。

・常勤監査等委員は、営業店16カ店に対して往査を実施しております。内、4カ店に対しては、常勤監査等委員と各社外監査等委員1名が同行し運営状況を確認しております。

② 内部監査の状況

イ. 内部監査につきましては、内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、内部監査部門である監査部（2025年3月末現在10名）が実施しております。

監査部は、内部監査方針及び毎年度取締役会の承認を受けた内部監査基本計画に基づき、営業店、本部、当行グループ会社、外部委託先等について監査を実施し、頭取、常務会に報告するほか、年間の総括報告については取締役会に報告しております。

ロ. 監査等委員会は、監査部より毎月定期的に内部監査の状況等について報告を受け、意見交換を行うこととしております。また、監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要を説明するとともに、監査等委員会は会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、意見交換を行うなど、連携を図ることとしております。

監査部と会計監査人は、会計監査人が監査部に対しヒアリングを実施し、監査方針や監査の課題、主な指摘事項の改善状況について説明を受けるなど、連携を図っております。

ハ. 監査部は、内部統制部門（リスク統括部）が事務局を務めるコンプライアンス委員会において内部監査の実施結果を報告しているほか、委員会には常勤の監査等委員1名が出席することとしております。

常勤の監査等委員である取締役は、内部統制の整備・運用状況について、半期ごとに内部統制部門より報告を受けるとともに、その結果を適宜監査等委員会において説明することとしております。

会計監査人は、監査等委員会に対し半期ごとに会計監査に関する報告をしており、リスク統括部は報告に基づき本部各部に対し必要に応じて体制整備又は改善を指示することとしております。また、リスク統括部は、体制整備及び改善の状況について、監査等委員会及び会計監査人に報告することとしております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ. 継続監査期間

48年

（注）上記記載の期間は、当行が調査可能な範囲で記載したものであり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

ハ. 業務を執行した公認会計士

神代 勲氏

石黒 宏和氏

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士7名、公認会計士試験合格者等6名、その他15名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針には該当しないと判断し、会計監査人を再任いたしました。

ヘ. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人を評価基準に基づき評価した結果、会計監査人に求められる独立性、専門性ははじめ適切な監査品質に基づき職務の遂行が適切に行われる態勢が整備されており、会計監査人としての適切性を確保していることを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	47	—	49	—
連結子会社	—	—	—	—
計	47	—	49	—

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトグループ）に対する報酬（イ. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	2	—	5
連結子会社	—	—	—	—
計	—	2	—	5

（監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトグループ）の提出会社に対する非監査業務の内容）

前連結会計年度・・・FATCA関連及び税務等に関する助言・指導業務であります。

当連結会計年度・・・FATCA関連及び税務等に関する助言・指導業務であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する監査報酬につきましては、監査予定時間数及び監査往査場所、時期及び日程等を勘案し適切に決定しております。なお、取締役頭取が監査等委員会の同意を得て監査報酬を決定する旨を定款でも定めております。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の概要、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、取締役という。）の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、透明性、公正性及び合理性の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て取締役会決議により決定しております。

取締役報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て、取締役会において決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(イ) 取締役の報酬は、(a) 役割や責務に応じて月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）、(b) 単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」及び(c) 中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるための「株式報酬型ストックオプション」（変動報酬）をもって構成しております。

(ロ) 取締役の確定金額報酬の額及び各人の額については、役位別の役割や責務を勘案し決定しております。

(ハ) 業績連動型報酬の報酬枠（年額）については、直前事業年度における当行単体の当期純利益を基準とし、各人の額は当行の経営環境や単年度の業績、役位等を勘案し決定しております。

(ニ) 株式報酬型ストックオプションについては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額（ブラック・ショールズモデルにより算定）に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額としております。各人の額については、役位別に設定した標準額を基準として算定しております。

(ホ) 取締役の報酬の構成割合は、役割や責務に応じた堅実な職務遂行を促す固定報酬と中長期的な業績や潜在的リスクを反映させるための変動報酬が、適切な水準となるよう設定しております。

(ヘ) 取締役の報酬及び各人の額については、取締役会の決定により、代表取締役頭取川合昌一へ再一任しております。当該再一任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務遂行状況の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。また、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を得ております。

(ト) 監査等委員である取締役の報酬等の額及び各人の額については、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、中立性及び独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）のみとしております。

ロ. 2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議の内容

(イ) 確定金額報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、月額13百万円以内（使用人分給与は含まれない）、監査等委員である取締役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、月額4百万円以内としております。

(ロ) 業績連動型報酬

業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、当行単体の当期純利益を基準とした最大40百万円の報酬枠としております。

なお、当期純利益は成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であり、業績連動型報酬に係る指標として採用しております。

(ハ) 株式報酬型ストックオプション報酬

中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション報酬として新株予約権を年額60百万円以内の範囲で割り当てることとしております。

業績連動型報酬の報酬枠は下表のとおりであり、当事業年度における当期純利益の実績は24億61百万円であります。

単体当期純利益水準	報酬枠
5億円以下	0円
5億円超～10億円以下	16百万円
10億円超～15億円以下	22百万円
15億円超～20億円以下	28百万円
20億円超～25億円以下	34百万円
25億円超	40百万円

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		確定金額報酬 (固定報酬)	業績連動型報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	161	101	15	43	8
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	13	13	—	—	1
社外役員	12	12	—	—	4

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

重要な使用人兼務役員の使用人給与額は19百万円、員数は3名であり、その内容は本部部長職及び支店長職に係る給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」に区分し、このほかの要因によって利益を受けることを目的とする投資株式を「保有目的が純投資以外の目的である投資株式」に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(イ) 保有方針

当行は、取引先及び当行グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合において、限定的に保有する方針としております。

保有の合理性の検証により保有の妥当性が認められない投資株式については、投資先企業と十分な対話を行ったうえで、市場への影響など経済合理性を考慮しながら、縮減を行う方針としております。

(ロ) 保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有の適否については、毎年、保有目的の適切性、保有に伴う便益やリスクと資本コストとの適合性などを精査したうえで、取締役会で検証しております。

2024年度は、2024年10月開催の取締役会において、2024年9月末現在で保有する投資株式（上場株式に限る）の保有の適否を検証しており、投資株式の保有に妥当性が認められるとして、継続保有方針とすることを決議しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	22	5,758
非上場株式	41	468

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
上場株式	2	—
非上場株式	—	—

(注) 1. 株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等により変動した銘柄を除く。

2. 上場株式2銘柄は、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものであります。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本精機株式会社	1,012,453	1,012,453	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	1,174	1,547		
株式会社第四北越フ ィナンシャルグルー プ	373,140	186,570	(保有目的) 協力関係の強化 (定量的な保有効果) 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤を同じくする地方銀行グループであり、地方創生の推進等における協調体制の構築の観点から、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	1,177	832		
アクシアルリテイリ ング株式会社	602,172	150,543	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	581	625		
株式会社福田組	80,797	80,797	(保有目的) 取引関係の維持・強化 (定量的な保有効果) 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	420	460		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
SBIホールディング ス株式会社	105,000	105,000	（保有目的） 協力関係の強化 （業務提携等の概要） 同社とは、当行が総合サービス業としての機能を一段と強化し、地方創生、持続可能な社会の実現に貢献することを目的に、2022年5月12日に「戦略的資本業務提携に関する合意書」を締結しております。	無
	418	414	（定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、資本業務提携先としてSBIグループ各社との商品・サービスの業務提携を通じて協力関係を構築しており、保有に妥当性ありと判断しております。	
株式会社植木組	149,452	149,452	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。	有
	265	247	なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	
株式会社ブルボン	100,000	100,000	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。	有
	253	239	なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	
株式会社岡三証券グ ループ	254,400	254,400	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。	無
	168	207	なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社あおぞら銀行	71,000	71,000	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、業界動向等の情報提供を受けており、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	146	175		
株式会社八十二銀行	162,052	162,052	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	171	168		
株式会社トマト銀行	131,200	131,200	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行としての情報交換に加え、当行が採用している基幹系システム「NEXTBASE」の加盟行として共同案件やシステムにかかる情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	158	166		
株式会社BSNメディアホールディングス	90,000	90,000	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	165	143		
株式会社富山銀行	54,600	54,600	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	83	112		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
岩塚製菓株式会社	40,000	20,000	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	113	110		
株式会社栃木銀行	300,000	300,000	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行としての情報交換に加え、当行が採用している基幹系システム「NEXTBASE」の加盟行として共同案件やシステムにかかる情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	95	109		
株式会社東和銀行	139,554	139,554	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行として営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	85	100		
株式会社大東銀行	115,100	115,100	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行としての情報交換に加え、当行が採用している基幹系システム「NEXTBASE」の加盟行として共同案件やシステムにかかる情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	81	88		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
北陸瓦斯株式会社	20,000	20,000	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	68	68		
株式会社じもとホールディングス	104,420	104,420	（保有目的） 協力関係の強化 （定量的な保有効果） 保有目的に鑑み記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において保有の適否を検証し、営業基盤の異なる第二地方銀行グループとして営業戦略も含めた情報交換を行っており、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	36	63		
北越メタル株式会社	28,600	28,600	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	無
	38	43		
株式会社キタック	90,500	90,500	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	29	40		
株式会社リンコー・コーポレーション	14,500	14,500	（保有目的） 取引関係の維持・強化 （定量的な保有効果） 秘密保持の観点から記載は困難であります。 なお、2024年10月開催の取締役会において、取引状況や連携状況等を踏まえ、保有に妥当性ありと判断しております。	有
	25	24		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
全国保証株式会社	—	377,200	—	—
	—	2,074		
株式会社名古屋銀行	—	16,500	—	—
	—	109		

- （注） 1. 株式会社第四北越フィナンシャルグループにつきましては、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. アクシアルリテイリング株式会社につきましては、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。
3. 岩塚製菓株式会社につきましては、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
4. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。なお、全国保証株式会社、株式会社名古屋銀行につきましては、当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更しております。

（みなし保有株式）
該当ありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
上場株式	19	5,311	16	2,732
非上場株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額（百万円）	売却損益の 合計額（百万円）	評価損益の 合計額（百万円）
上場株式	146	18	4,281
非上場株式	—	—	—

- ④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数（株）	貸借対照表 計上額 （百万円）	変更した 事業年度	変更の理由及び変更後の保有 又は売却に関する方針
東京海上ホールディングス 株式会社	379,638	2,177	2023年3月期	取引関係の維持・拡大を目的に保有しておりましたが、政策投資株式としての保有意義が薄れたため、保有目的を純投資目的に変更いたしました。 純投資目的の株式として、値上がり益や配当金などの観点から経済合理性が認められることから継続保有しております。 なお、相場や業界動向、個別事象などに照らして売却することが妥当と判断される場合には、売却することがあります。
第一生命ホールディングス 株式会社	22,600	102	2023年3月期	取引関係の維持・拡大を目的に保有しておりましたが、政策投資株式としての保有意義が薄れたため、保有目的を純投資目的に変更いたしました。 純投資目的の株式として、値上がり益や配当金などの観点から経済合理性が認められることから継続保有しております。 なお、相場や業界動向、個別事象などに照らして売却することが妥当と判断される場合には、売却することがあります。
東北電力株式会社	75,447	77	2024年3月期	取引関係の維持・拡大を目的に保有しておりましたが、政策投資株式としての保有意義が薄れたため、保有目的を純投資目的に変更いたしました。 純投資目的の株式として、値上がり益や配当金などの観点から経済合理性が認められることから継続保有しております。 なお、相場や業界動向、個別事象などに照らして売却することが妥当と判断される場合には、売却することがあります。
株式会社ジャックス	2,000	7	2024年3月期	取引関係の維持・拡大を目的に保有しておりましたが、政策投資株式としての保有意義が薄れたため、保有目的を純投資目的に変更いたしました。 純投資目的の株式として、値上がり益や配当金などの観点から経済合理性が認められることから継続保有しております。 なお、相場や業界動向、個別事象などに照らして売却することが妥当と判断される場合には、売却することがあります。

銘柄	株式数（株）	貸借対照表 計上額 （百万円）	変更した 事業年度	変更の理由及び変更後の保有 又は売却に関する方針
全国保証株式会社	377,200	2,234	2025年3月期	取引関係の維持・拡大を目的に保有しておりましたが、政策投資株式としての保有意義が薄れたため、保有目的を純投資目的に変更いたしました。 純投資目的の株式として、値上がり益や配当金などの観点から経済合理性が認められることから継続保有しております。 なお、相場や業界動向、個別事象などに照らして売却することが妥当と判断される場合には、売却することがあります。
株式会社名古屋銀行	16,500	129	2025年3月期	協力関係の維持・拡大を目的に保有しておりましたが、政策投資株式としての保有意義が薄れたため、保有目的を純投資目的に変更いたしました。 純投資目的の株式として、値上がり益や配当金などの観点から経済合理性が認められることから継続保有しております。 なお、相場や業界動向、個別事象などに照らして売却することが妥当と判断される場合には、売却することがあります。

- （注） 1． 第一生命ホールディングス株式会社につきましては、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。
- 2． 全国保証株式会社につきましては、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

⑥ 資本政策の基本的な方針

当行は資本政策の基本的な方針を次のとおり定めております。

- 1． 資本効率を意識した成長投資によって高い収益性と成長性を実現することで、持続的な株主価値の向上を図る。
- 2． 自己資本比率は、中期経営計画等に定める目標値を目指すとともに、ア．成長投資、イ．株主還元、ウ．金融規制や経済のダウンサイドリスクへの備え、の適切なバランスを心掛ける。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※4 85,979	※4 127,108
金銭の信託	2,966	2,956
有価証券	※1, ※2, ※4, ※9 353,123	※1, ※2, ※4, ※9 342,970
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5 1,148,084	※2, ※3, ※4, ※5 1,170,901
外国為替	※2 2,305	※2 2,136
その他資産	※2, ※4 12,624	※2, ※4 9,779
有形固定資産	※7, ※8 14,668	※7, ※8 14,491
建物	4,479	4,263
土地	※6 9,043	※6 8,507
リース資産	775	896
建設仮勘定	1	531
その他の有形固定資産	369	293
無形固定資産	864	719
ソフトウェア	793	670
ソフトウェア仮勘定	16	3
その他の無形固定資産	55	44
退職給付に係る資産	3,724	5,200
繰延税金資産	1,941	3,903
支払承諾見返	※2 4,435	※2 4,920
貸倒引当金	△5,587	△6,275
資産の部合計	1,625,132	1,678,812
負債の部		
預金	1,399,881	1,430,361
譲渡性預金	37,912	38,924
債券貸借取引受入担保金	※4 23,998	※4 28,747
借入金	※4 70,200	※4 88,100
外国為替	14	10
その他負債	8,189	9,935
賞与引当金	413	429
役員賞与引当金	10	15
睡眠預金払戻損失引当金	328	313
偶発損失引当金	140	142
再評価に係る繰延税金負債	※6 1,440	※6 1,389
支払承諾	4,435	4,920
負債の部合計	1,546,966	1,603,290

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
利益剰余金	56,902	59,071
自己株式	△312	△294
株主資本合計	74,798	76,985
その他有価証券評価差額金	△542	△5,965
土地再評価差額金	※6 2,813	※6 2,567
退職給付に係る調整累計額	439	1,219
その他の包括利益累計額合計	2,710	△2,178
新株予約権	139	173
非支配株主持分	516	541
純資産の部合計	78,165	75,522
負債及び純資産の部合計	1,625,132	1,678,812

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	21,968	22,436
資金運用収益	15,122	17,088
貸出金利息	11,559	12,575
有価証券利息配当金	3,302	4,057
コールローン利息及び買入手形利息	0	0
預け金利息	128	331
その他の受入利息	131	123
役務取引等収益	3,566	3,782
その他業務収益	122	133
その他経常収益	3,158	1,431
償却債権取立益	168	442
その他の経常収益	※1 2,989	※1 989
経常費用	18,683	18,544
資金調達費用	241	1,147
預金利息	148	973
譲渡性預金利息	1	21
コールマネー利息及び売渡手形利息	89	87
債券貸借取引支払利息	2	46
借入金利息	—	19
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,982	2,046
その他業務費用	1,165	464
営業経費	※2 11,630	※2 12,075
その他経常費用	3,662	2,809
貸倒引当金繰入額	780	1,147
その他の経常費用	※3 2,881	※3 1,661
経常利益	3,285	3,891
特別利益	6	57
固定資産処分益	6	57
特別損失	652	148
固定資産処分損	54	12
減損損失	※4 597	※4 135
税金等調整前当期純利益	2,639	3,800
法人税、住民税及び事業税	1,060	1,192
法人税等調整額	△160	86
法人税等合計	899	1,278
当期純利益	1,740	2,521
非支配株主に帰属する当期純利益	24	26
親会社株主に帰属する当期純利益	1,716	2,495

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	1,740	2,521
その他の包括利益	※1 3,265	※1 △4,683
その他有価証券評価差額金	2,581	△5,422
土地再評価差額金	—	△39
退職給付に係る調整額	684	779
包括利益	5,006	△2,161
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,982	△2,187
非支配株主に係る包括利益	24	26

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	55,474	△441	73,242
当期変動額					
剰余金の配当			△474		△474
親会社株主に帰属する当期純利益			1,716		1,716
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△24		128	104
自己株式処分差損の振替		24	△24		－
土地再評価差額金の取崩			210		210
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,428	128	1,556
当期末残高	10,000	8,208	56,902	△312	74,798

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△3,123	3,024	△244	△344	209	493	73,601
当期変動額							
剰余金の配当							△474
親会社株主に帰属する当期純利益							1,716
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							104
自己株式処分差損の振替							－
土地再評価差額金の取崩							210
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,581	△210	684	3,054	△70	22	3,007
当期変動額合計	2,581	△210	684	3,054	△70	22	4,564
当期末残高	△542	2,813	439	2,710	139	516	78,165

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	56,902	△312	74,798
当期変動額					
剰余金の配当			△523		△523
親会社株主に帰属する当期純利益			2,495		2,495
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△9		18	9
自己株式処分差損の振替		9	△9		—
土地再評価差額金の取崩			205		205
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,168	18	2,186
当期末残高	10,000	8,208	59,071	△294	76,985

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△542	2,813	439	2,710	139	516	78,165
当期変動額							
剰余金の配当							△523
親会社株主に帰属する当期純利益							2,495
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							9
自己株式処分差損の振替							—
土地再評価差額金の取崩							205
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,422	△245	779	△4,889	34	24	△4,830
当期変動額合計	△5,422	△245	779	△4,889	34	24	△2,643
当期末残高	△5,965	2,567	1,219	△2,178	173	541	75,522

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,639	3,800
減価償却費	620	817
減損損失	597	135
持分法による投資損益 (△は益)	△11	△4
貸倒引当金の増減 (△)	531	687
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△194	15
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	10	4
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△322	△333
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	48	—
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△20	△14
偶発損失引当金の増減 (△)	△4	2
資金運用収益	△15,122	△17,088
資金調達費用	241	1,147
有価証券関係損益 (△)	65	875
為替差損益 (△は益)	40	2
固定資産処分損益 (△は益)	48	△44
貸出金の純増 (△) 減	△14,774	△22,816
預金の純増減 (△)	△11,495	30,479
譲渡性預金の純増減 (△)	△2,216	1,011
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	18,100	17,900
預け金 (預入期間三ヶ月超) の純増 (△) 減	△5	—
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	12,126	4,748
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	227	169
外国為替 (負債) の純増減 (△)	8	△3
資金運用による収入	15,260	17,107
資金調達による支出	△263	△771
その他	△4,069	4,553
小計	2,067	42,383
法人税等の支払額	△469	△1,452
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,598	40,931
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△156,550	△115,700
有価証券の売却による収入	104,873	77,685
有価証券の償還による収入	28,055	39,080
金銭の信託の減少による収入	5,000	—
有形固定資産の取得による支出	△203	△643
有形固定資産の売却による収入	88	506
無形固定資産の取得による支出	△663	△81
無形固定資産の売却による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,399	846

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△116	△123
配当金の支払額	△474	△523
非支配株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△0	△0
ストックオプションの行使による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△592	△649
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△18,393	41,128
現金及び現金同等物の期首残高	104,368	85,974
現金及び現金同等物の期末残高	※1 85,974	※1 127,103

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名 大光リース株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

会社名 大光SBI地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月末日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破 綻 先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要 注 意 先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,101百万円（前連結会計年度末は3,586百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

・貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	5,587百万円	6,275百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の「4. 会計方針に関する事項(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

債務者区分決定においては債務者の業績見通し（将来の経営再建計画含む）などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定しております。

② 主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等に基づき見直しを行っておりますが、業績が悪化している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営再建計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営再建計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、予想損失率の決定における必要な修正等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、貸出先の将来の業績見通しが変化した場合、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(「リースに関する会計基準」等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会））

(1) 概要

ファンドに組み入れた非上場株式を時価評価することにより、財務諸表の透明性向上と、投資家に対する情報開示の充実化を図ることを目的として、またその結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されることを期待して、企業会計基準委員会において、「金融商品会計に関する実務指針」の改正が行われました。

本改正では、一定の要件を満たす組合等への出資について、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式を時価評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるよう定めが新設されました。当該定めを適用する場合、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価のうえ、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上し、減損処理については時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って行います。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

（連結貸借対照表関係）

※1. 関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
株式	321百万円	323百万円
出資金	2百万円	24百万円

※2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,427百万円	3,529百万円
危険債権額	23,265百万円	23,493百万円
要管理債権額	101百万円	88百万円
三月以上延滞債権額	25百万円	21百万円
貸出条件緩和債権額	76百万円	66百万円
小計額	26,794百万円	27,111百万円
正常債権額	1,142,423百万円	1,164,290百万円
合計額	1,169,218百万円	1,191,402百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
	5,267百万円	2,665百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	24,037百万円	28,820百万円
貸出金	34,193百万円	28,514百万円
計	58,230百万円	57,334百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	23,998百万円	28,747百万円
借入金	70,200百万円	88,100百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
現金預け金	5百万円	5百万円
有価証券	79,403百万円	101,835百万円
その他資産	5,000百万円	5,000百万円

また、その他資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
保証金・敷金	149百万円	149百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
融資未実行残高	207,641百万円	216,901百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	191,295百万円	201,924百万円
うち任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,694百万円	2,576百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 6. 土地の再評価に関する法律（1998年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
	4, 491 百万円	4, 142 百万円

※ 7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
減価償却累計額	8, 962 百万円	9, 208 百万円

※ 8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
圧縮記帳額	1, 106 百万円	1, 092 百万円
（当該連結会計年度の圧縮記帳額）	（－ 百万円）	（－ 百万円）

※ 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
	12, 607 百万円	11, 425 百万円

（連結損益計算書関係）

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
株式等売却益	2, 736 百万円	771 百万円

※ 2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
給与手当	6, 146 百万円	6, 755 百万円

※ 3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
貸出金償却	1, 159 百万円	334 百万円
株式等売却損	1, 643 百万円	1, 161 百万円

※ 4. 減損損失

前連結会計年度（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下、使用方法の変更等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額597百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失 (百万円)
新潟県内	営業用店舗 5 カ所 処分予定資産 3 カ所	土地、建物、その他の固定資産	468
			(うち土地 165)
			(うち建物 59)
			(うちその他の固定資産 243)
新潟県外	営業用店舗 1 カ所	土地、その他の固定資産	128
			(うち土地 128)
			(うちその他の固定資産 0)
合計			597

営業用店舗についてはフルバンキング機能を構成する営業店グループ又は営業店単位で、遊休資産及び処分予定資産については各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、銀行全体に関連する資産である本部、事務センター及び厚生施設等については共用資産としております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額は路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額より処分費用見込額を控除して算出しております。使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを0.4%で割り引いて算出しております。

当連結会計年度（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,552	△8,787
組替調整額	65	862
法人税等及び税効果調整前	3,618	△7,924
法人税等及び税効果額	△1,037	2,501
その他有価証券評価差額金	2,581	△5,422
土地再評価差額金		
当期発生額	—	—
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	—	—
法人税等及び税効果額	—	△39
土地再評価差額金	—	△39
退職給付に係る調整額		
当期発生額	953	1,168
組替調整額	29	△26
法人税等及び税効果調整前	983	1,141
法人税等及び税効果額	△298	△362
退職給付に係る調整額	684	779
その他の包括利益合計	3,265	△4,683

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	—	—	9,671	
合計	9,671	—	—	9,671	
自己株式					
普通株式	211	0	61	150	(注) 1. 2
合計	211	0	61	150	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少61千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				139	
	合計		—				139	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	236	25.0	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	238	25.0	2023年9月30日	2023年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	238	利益剰余金	25.0	2024年3月31日	2024年6月26日

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	—	—	9,671	
合計	9,671	—	—	9,671	
自己株式					
普通株式	150	0	9	141	（注） 1. 2
合計	150	0	9	141	

（注） 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少9千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		－				173	
合計			－				173	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	238	25.0	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	285	30.0	2024年9月30日	2024年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	333	利益剰余金	35.0	2025年3月31日	2025年6月25日

上記については、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案として上程しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
現金預け金勘定	85,979百万円	127,108百万円
定期預け金 (預入期間 3 ヶ月超)	△5 "	△5 "
現金及び現金同等物	85,974 "	127,103 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

事務機器等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
1 年内	69	80
1 年超	406	358
合 計	475	438

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っています。これらの事業を行うため市場の状況や長短のバランスを調整して、預金取引を中心とする資金調達、貸出金取引を中心とする資金運用業務を行っています。

また、金利変動を伴う金融資産及び金融負債が業務の中心となるため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行グループでは、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金については取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は安全性の高い公共債を中心とした債券と株式及び投資信託受益証券等であり、その他保有目的、売買目的、満期保有目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、社債は、一定の環境下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されています。また、有価証券は市場環境の変化等により、売却できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理方針と信用リスク管理規程に基づき、貸出審査、信用情報管理、信用格付の付与、保証や担保の設定、クレジット・リミットの設定等の与信管理体制を整備して貸出運営しています。また、融資審査会を開催して一定権限以上の案件審査を行っています。さらに、取締役会権限を委任されている融資審査会案件は取締役会への報告を行っています。

② 市場リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する規程及び要領においてリスク管理方法や手続き等を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。また、市場金融部において、市場金利の動向を把握するなかで金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクの管理を行っています。さらに、市場リスクのモニタリングに基づき、適切かつ統合的な評価を行い、リスクのコントロール及び削減に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当行グループでは、金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金」であり、VaRを算出し定量的分析を行っています。VaRの算出にあたっては、分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間1～3年）を採用しています。2025年3月31日（当期連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、16,991百万円（前連結会計年度末は17,819百万円）であります。なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを実施しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

ALMを通して適時に銀行全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	18,592	18,428	△163
その他有価証券（＊1）	332,405	332,405	—
(2) 貸出金	1,148,084		
貸倒引当金（＊2）	△5,446		
	1,142,638	1,133,002	△9,636
資産計	1,493,636	1,483,836	△9,800
(1) 預金	1,399,881	1,399,947	66
(2) 譲渡性預金	37,912	37,912	—
(3) 借入金	70,200	69,352	△847
負債計	1,507,993	1,507,213	△780
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	—
デリバティブ取引計	3	3	—

（＊1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	17,412	16,876	△535
その他有価証券（＊１）	323,411	323,411	—
(2) 貸出金	1,170,901		
貸倒引当金（＊２）	△6,134		
	1,164,767	1,149,219	△15,548
資産計	1,505,591	1,489,507	△16,083
(1) 預金	1,430,361	1,429,897	△463
(2) 譲渡性預金	38,924	38,924	—
(3) 借用金	88,100	86,777	△1,322
負債計	1,557,385	1,555,598	△1,786
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7	7	—
デリバティブ取引計	7	7	—

（＊１） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊２） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注１） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式（＊１）（＊２）	820	798
組合出資金（＊３）	1,305	1,347

（＊１） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） 前連結会計年度において、非上場株式の減損処理額はありません。

当連結会計年度において、非上場株式について24百万円減損処理を行っております。

（＊３） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	76,769	—	—	—	—	—
有価証券	28,433	43,018	78,991	43,888	47,479	45,232
満期保有目的の債券	2,703	6,025	3,613	264	2,979	3,005
うち国債	—	—	—	—	2,979	2,005
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	2,703	6,025	3,613	264	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	25,730	36,993	75,378	43,623	44,500	42,226
うち国債	9,509	2,008	9,203	11,732	15,233	5,779
地方債	6,529	11,897	9,724	7,449	10,354	589
社債	4,523	9,118	15,388	18,163	6,233	19,461
貸出金(*)	89,107	79,754	97,831	108,672	144,776	601,423
合 計	194,311	122,773	176,822	152,561	192,256	646,655

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない26,519百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	118,706	—	—	—	—	—
有価証券	18,407	40,071	61,964	60,767	55,298	46,690
満期保有目的の債券	3,215	4,867	3,187	154	2,981	3,004
うち国債	—	—	—	—	2,981	2,004
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	3,215	4,867	3,187	154	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	15,191	35,203	58,777	60,613	52,316	43,685
うち国債	5,998	4,128	5,804	15,076	25,671	10,978
地方債	4,480	4,842	10,593	12,235	8,560	610
社債	3,113	6,772	17,610	21,190	3,516	16,828
貸出金(*)	88,130	85,733	106,766	105,015	147,535	610,886
合 計	225,244	125,804	168,731	165,783	202,834	657,577

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない26,833百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,345,258	44,172	10,450	—	—	—
譲渡性預金	37,912	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	23,998	—	—	—	—	—
借入金	—	33,600	36,600	—	—	—
合 計	1,407,170	77,772	47,050	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,359,377	56,628	14,355	—	—	—
譲渡性預金	38,924	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	28,747	—	—	—	—	—
借入金	17,900	70,200	—	—	—	—
合 計	1,444,948	126,828	14,355	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券（※1）				
国債・地方債等	53,466	46,545	—	100,012
社債	—	72,889	—	72,889
株式	10,906	—	—	10,906
その他	45,626	97,980	—	143,607
デリバティブ取引				
通貨関連	—	3	—	3
資産計	109,999	217,419	—	327,419
デリバティブ取引				
通貨関連	—	0	—	0
負債計	—	0	—	0

（※1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24－9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は4,989百万円であります。

第24－9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価格を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価格を 時価とみな さないこと とした額	期末残高	当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する投資信託の評 価損益
	損益に 計上	その他の包括 利益に計上 （※2）					
—	—	23	4,965	—	—	4,989	—

（※2） 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券（※1）				
国債・地方債等	67,658	41,323	—	108,981
社債	—	69,031	—	69,031
株式	11,070	—	—	11,070
その他	33,680	89,056	—	122,737
デリバティブ取引				
通貨関連	—	7	—	7
資産計	112,409	199,418	—	311,827
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

（※1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24－9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は11,590百万円であります。

第24－9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価格を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価格を 時価とみな さないこと とした額	期末残高	当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する投資信託の評 価損益
	損益に 計上	その他の包括 利益に計上 （※2）					
4,989	—	193	6,408	—	—	11,590	—

（※2） 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,001	—	—	5,001
社債	—	—	12,443	12,443
その他	—	984	—	984
貸出金	—	—	1,133,002	1,133,002
資産計	5,001	984	1,145,446	1,151,431
預金	—	1,399,947	—	1,399,947
譲渡性預金	—	37,912	—	37,912
借入金	—	69,352	—	69,352
負債計	—	1,507,213	—	1,507,213

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,712	—	—	4,712
社債	—	—	11,256	11,256
その他	—	907	—	907
貸出金	—	—	1,149,219	1,149,219
資産計	4,712	907	1,160,476	1,166,096
預金	—	1,429,897	—	1,429,897
譲渡性預金	—	38,924	—	38,924
借入金	—	86,777	—	86,777
負債計	—	1,555,598	—	1,555,598

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。この評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であり、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものではありません。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	2,979	3,009	29
	地方債	—	—	—
	社債	930	931	0
	その他	—	—	—
	小計	3,910	3,940	29
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	2,005	1,992	△13
	地方債	—	—	—
	社債	11,677	11,512	△164
	その他	1,000	984	△15
	小計	14,682	14,488	△193
合計		18,592	18,428	△163

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	205	206	0
	その他	—	—	—
	小計	205	206	0
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	4,986	4,712	△274
	地方債	—	—	—
	社債	11,220	11,050	△169
	その他	1,000	907	△92
	小計	17,206	16,670	△536
合計		17,412	16,876	△535

2. その他有価証券

前連結会計年度（2024年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,786	3,448	7,338
	債券	30,203	30,066	136
	国債	8,487	8,443	44
	地方債	8,888	8,867	20
	社債	12,827	12,756	71
	その他	60,333	58,398	1,935
	小計	101,323	91,913	9,410
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	119	131	△11
	債券	142,698	145,554	△2,855
	国債	44,979	45,798	△819
	地方債	37,657	38,357	△699
	社債	60,061	61,398	△1,336
	その他	88,262	95,826	△7,563
	小計	231,081	241,512	△10,430
合計		332,405	333,425	△1,020

当連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,745	3,080	7,664
	債券	1,149	1,146	2
	国債	—	—	—
	地方債	1,000	999	0
	社債	149	146	2
	その他	39,609	38,625	983
	小計	51,503	42,852	8,651
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	324	358	△33
	債券	176,864	184,854	△7,990
	国債	67,658	70,919	△3,261
	地方債	40,323	42,285	△1,962
	社債	68,882	71,649	△2,767
	その他	94,718	104,291	△9,572
	小計	271,907	289,504	△17,596
合計		323,411	332,356	△8,945

3. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)			当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
種類	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	266	266	—	58	58	—
合計	266	266	—	58	58	—

(売却の理由)

前連結会計年度及び当連結会計年度は、買入消却によるものであります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	124	39	4
債券	19,549	5	59
国債	5,426	—	8
地方債	255	—	0
社債	13,867	5	50
その他	81,637	2,698	1,640
合計	101,310	2,743	1,705

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	492	38	20
債券	9,763	2	61
国債	—	—	—
地方債	5,485	—	22
社債	4,277	2	39
その他	64,490	733	1,343
合計	74,745	774	1,424

5. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度 (2024年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度 (2025年3月31日)

該当ありません。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したもののについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,966	—

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,956	—

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	△1,020
その他有価証券	△1,020
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	477
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△542
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△542

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	△8,945
その他有価証券	△8,945
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	2,979
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△5,965
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△5,965

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	1,667	—	3	3
	買建	121	—	△0	△0
合計		—	—	3	3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	1,800	—	6	6
	買建	148	—	0	0
合計		—	—	7	7

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は確定給付型の制度として、確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度に加え、2017年6月1日より確定拠出年金制度を導入しております。

また、2021年10月1日付で確定給付企業年金基金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

連結子会社のたいこうカード株式会社は、退職一時金制度を設けております。

なお、当行は退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	11,659	11,279
勤務費用	267	260
利息費用	51	49
数理計算上の差異の発生額	82	△1,573
退職給付の支払額	△781	△762
退職給付債務の期末残高	11,279	9,253

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	14,126	15,004
期待運用収益	282	300
数理計算上の差異の発生額	1,036	△404
事業主からの拠出額	100	101
退職給付の支払額	△542	△547
その他	0	0
年金資産の期末残高	15,004	14,453

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	11,250	9,226
年金資産	△15,004	△14,453
	△3,753	△5,227
非積立型制度の退職給付債務	28	27
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,724	△5,200

退職給付に係る負債	—	—
退職給付に係る資産	△3,724	△5,200
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,724	△5,200

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用 (注)	267	260
利息費用	51	49
期待運用収益	△282	△300
数理計算上の差異の損益処理額	76	20
過去勤務費用の損益処理額	△47	△47
その他	△0	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	65	△17

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目 (法人税等及び税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	△47	△47
数理計算上の差異	1,030	1,188
合計	983	1,141

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目 (法人税等及び税効果控除前) の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
未認識過去勤務費用	250	203
未認識数理計算上の差異	380	1,569
合計	631	1,773

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
債券	49%	49%
株式	24%	24%
現金及び預金	1%	1%
その他	26%	26%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度22%、当連結会計年度22%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.4%	2.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	7.9%	7.9%

（注）当連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は0.4%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を2.0%に変更しております。

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度110百万円、当連結会計年度114百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業経費	33百万円	43百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・ オプション	2014年ストック・ オプション	2015年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役10名	当行取締役（社外取締役を除く）10名	当行取締役（社外取締役を除く）10名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式20,930株	普通株式27,260株	普通株式24,400株
付与日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2013年7月13日～ 2043年7月12日	2014年7月15日～ 2044年7月14日	2015年7月14日～ 2045年7月13日

	2016年ストック・ オプション	2017年ストック・ オプション	2018年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）10名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）7名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式29,150株	普通株式17,100株	普通株式19,220株
付与日	2016年7月11日	2017年7月10日	2018年7月9日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月12日～ 2046年7月11日	2017年7月11日～ 2047年7月10日	2018年7月10日～ 2048年7月9日

	2019年ストック・ オプション	2020年ストック・ オプション	2021年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式28,630株	普通株式31,690株	普通株式30,820株
付与日	2019年7月12日	2020年7月13日	2021年7月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2019年7月13日～ 2049年7月12日	2020年7月14日～ 2050年7月13日	2021年7月13日～ 2051年7月12日

	2022年ストック・ オプション	2023年ストック・ オプション	2024年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）6名	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式33,000株	普通株式35,280株	普通株式33,420株
付与日	2022年7月11日	2023年7月10日	2024年7月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年7月12日～ 2052年7月11日	2023年7月11日～ 2053年7月10日	2024年7月13日～ 2054年7月12日

（注）2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、株式の種類別のストック・オプションの数を調整し、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利確定前（株）						
前連結会計年度末	2,340	3,050	2,600	3,670	2,770	2,940
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	2,340	3,050	2,600	3,670	2,770	2,940
権利確定後（株）						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—

	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション	2024年 ストック・ オプション
権利確定前（株）						
前連結会計年度末	9,330	10,320	18,070	24,360	35,280	—
付与	—	—	—	—	—	33,420
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	2,660	2,850	3,560	—
未確定残	9,330	10,320	15,410	21,510	31,720	33,420
権利確定後（株）						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	2,660	2,850	3,560	—
権利行使	—	—	2,660	2,850	3,560	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—

②単価情報

	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	2,255.20	2,099.60	2,203.00	1,636.60	2,261.30	2,023.10

	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション	2024年 ストック・ オプション
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	1,661	1,661	1,661	—
付与日における公正な 評価単価（円）	1,822.01	1,263.25	1,137.45	1,196.09	909.96	1,425.80

（注） 1. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施したことから、ストック・オプションの数及び単価情報を調整しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2024年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（1）使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル式

（2）主な基礎数値及び見積方法

	2024年ストック・オプション
株価変動性 （注）1	29.229%
予想残存期間 （注）2	3.4年
予想配当 （注）3	50円/株
無リスク利子率 （注）4	0.425%

（注） 1. 予想残存期間に対する期間（2021年2月19日から2024年7月5日まで）の株価実績に基づき算出しております。

2. 過去10年間に退任した役員の平均在任期間から、現在在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想在任期間とする方法で見積もっております。

3. 2024年3月期の配当実績であります。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
その他有価証券評価差額金	477百万円	2,979百万円
貸倒引当金	2,127	2,321
減損損失	464	487
有価証券減損	265	227
退職給付に係る負債	581	200
賞与引当金	126	130
減価償却費	124	113
睡眠預金払戻損失引当金	99	97
株式報酬費用	42	54
その他	310	311
繰延税金資産小計	4,619	6,923
評価性引当額	△1,758	△2,015
繰延税金資産合計	2,860	4,908
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△889	△974
その他	△28	△30
繰延税金負債合計	△918	△1,005
繰延税金資産の純額	1,941百万円	3,903百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.2	△1.0
住民税均等割等	1.0	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△0.8
評価性引当額	3.2	5.3
賃上げ促進税制による税額控除	—	△2.2
その他	△0.0	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1%	33.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は101百万円増加し、その他有価証券評価差額金は85百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は15百万円減少し、法人税等調整額は31百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は39百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	21,968	22,436
うち役務取引等収益	3,566	3,782
うち預金・貸出業務	1,110	1,325
うち為替業務	548	560
うち投信・保険窓販業務	1,172	1,195

(注) 役務取引等収益の預金・貸出業務、為替業務及び投信・保険窓販業務に係る収益は、主に銀行業務から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	11,733	6,053	4,182	21,968

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	13,017	4,843	4,575	22,436

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	8,140円59銭	7,849円60銭
1株当たり当期純利益	180円55銭	261円93銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	178円39銭	258円52銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	78,165	75,522
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	656	715
(うち新株予約権)		(139)	(173)
(うち非支配株主持分)		(516)	(541)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	77,509	74,806
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	9,521	9,530

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,716	2,495
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,716	2,495
普通株式の期中平均株式数	千株	9,506	9,528
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	115	125
うち新株予約権	千株	115	125
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	70,200	88,100	0.10	—
借入金	70,200	88,100	—	2025年6月～ 2028年3月
1年以内に返済予定のリース債務	110	125	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	273	343	—	2026年4月～ 2032年1月

（注）1. 「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	17,900	33,600	36,600	—	—
リース債務（百万円）	125	93	127	98	19

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

（2）【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
経常収益（百万円）	11,057	22,436
税金等調整前中間（当期）純利益金額（百万円）	2,664	3,800
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益金額（百万円）	1,806	2,495
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	189.68	261.93

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
資産の部		
現金預け金	85,979	127,108
現金	9,209	8,402
預け金	※ 4 76,769	※ 4 118,706
金銭の信託	2,966	2,956
有価証券	※ 1, ※ 2, ※ 4, ※ 7 352,851	※ 1, ※ 2, ※ 4, ※ 7 342,696
国債	58,451	72,644
地方債	46,545	41,323
社債	85,497	80,457
株式	11,455	11,594
その他の証券	150,901	136,675
貸出金	※ 2, ※ 4, ※ 5 1,148,432	※ 2, ※ 4, ※ 5 1,171,183
割引手形	※ 3 5,267	※ 3 2,665
手形貸付	36,955	43,306
証書貸付	984,006	992,993
当座貸越	122,202	132,217
外国為替	※ 2 2,305	※ 2 2,136
外国他店預け	650	486
取立外国為替	1,654	1,649
その他資産	※ 2 10,636	※ 2 7,826
前払費用	91	78
未収収益	1,124	1,316
金融派生商品	3	7
その他の資産	※ 4 9,417	※ 4 6,424
有形固定資産	※ 6 14,665	※ 6 14,490
建物	4,479	4,263
土地	9,043	8,507
リース資産	775	896
建設仮勘定	1	531
その他の有形固定資産	366	291
無形固定資産	857	713
ソフトウェア	787	666
ソフトウェア仮勘定	16	3
その他の無形固定資産	53	43
前払年金費用	3,121	3,453
繰延税金資産	2,092	4,417
支払承諾見返	※ 2 4,435	※ 2 4,920
貸倒引当金	△5,457	△6,153
資産の部合計	1,622,888	1,675,749

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
負債の部		
預金	1,399,918	1,430,428
当座預金	68,097	56,904
普通預金	707,021	728,511
貯蓄預金	9,077	8,887
通知預金	6,858	5,644
定期預金	591,839	614,083
定期積金	14,214	12,798
その他の預金	2,807	3,597
譲渡性預金	37,912	38,924
債券貸借取引受入担保金	※4 23,998	※4 28,747
借入金	※4 70,200	※4 88,100
借入金	70,200	88,100
外国為替	14	10
売渡外国為替	6	10
未払外国為替	7	0
その他負債	7,346	9,081
未払法人税等	780	502
未払費用	353	831
前受収益	560	735
従業員預り金	37	31
給付補填備金	0	1
金融派生商品	0	—
リース債務	384	468
資産除去債務	127	128
その他の負債	5,102	6,381
賞与引当金	409	425
役員賞与引当金	10	15
睡眠預金払戻損失引当金	328	313
偶発損失引当金	140	142
再評価に係る繰延税金負債	1,440	1,389
支払承諾	4,435	4,920
負債の部合計	1,546,155	1,602,498

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	56,426	58,560
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	54,635	56,769
固定資産圧縮積立金	2	4
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	33,632	35,765
自己株式	△312	△294
株主資本合計	74,322	76,475
その他有価証券評価差額金	△542	△5,965
土地再評価差額金	2,813	2,567
評価・換算差額等合計	2,270	△3,397
新株予約権	139	173
純資産の部合計	76,733	73,250
負債及び純資産の部合計	1,622,888	1,675,749

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
経常収益	21,558	21,980
資金運用収益	15,104	17,076
貸出金利息	11,542	12,560
有価証券利息配当金	3,302	4,060
コールローン利息	0	0
預け金利息	128	331
その他の受入利息	131	123
役務取引等収益	3,286	3,441
受入為替手数料	550	562
その他の役務収益	2,736	2,879
その他業務収益	18	30
外国為替売買益	11	16
商品有価証券売買益	0	—
国債等債券売却益	7	3
金融派生商品収益	—	10
その他経常収益	3,148	1,430
償却債権取立益	168	442
株式等売却益	2,736	771
金銭の信託運用益	6	—
その他の経常収益	236	217
経常費用	18,344	18,177
資金調達費用	241	1,147
預金利息	148	973
譲渡性預金利息	1	21
コールマネー利息	89	87
債券貸借取引支払利息	2	46
借入金利息	—	19
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,815	1,864
支払為替手数料	61	62
その他の役務費用	1,753	1,801
その他業務費用	1,165	464
商品有価証券売買損	—	0
国債等債券売却損	61	263
国債等債券償還損	1,104	201
営業経費	※1 11,493	※1 11,920
その他経常費用	3,628	2,781
貸倒引当金繰入額	752	1,123
貸出金償却	1,159	334
株式等売却損	1,643	1,161
株式等償却	—	24
金銭の信託運用損	—	3
その他の経常費用	73	134
経常利益	3,213	3,802
特別利益	6	57
固定資産処分益	6	57
特別損失	652	148
固定資産処分損	54	12
減損損失	597	135
税引前当期純利益	2,567	3,711
法人税、住民税及び事業税	1,041	1,164
法人税等調整額	△163	85
法人税等合計	878	1,249
当期純利益	1,689	2,461

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	2	21,000	32,232
当期変動額								
剰余金の配当								△474
固定資産圧縮積立金の積立						1		△1
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0
当期純利益								1,689
自己株式の取得								
自己株式の処分			△24	△24				
自己株式処分差損の振替			24	24				△24
土地再評価差額金の取崩								210
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	0	－	1,400
当期末残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	2	21,000	33,632

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計							
当期首残高	55,025	△441	72,793	△3,123	3,024	△99	209	72,903
当期変動額								
剰余金の配当	△474		△474					△474
固定資産圧縮積立金の積立	－		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－					－
当期純利益	1,689		1,689					1,689
自己株式の取得		△0	△0					△0
自己株式の処分		128	104					104
自己株式処分差損の振替	△24		－					－
土地再評価差額金の取崩	210		210					210
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				2,581	△210	2,370	△70	2,300
当期変動額合計	1,401	128	1,529	2,581	△210	2,370	△70	3,829
当期末残高	56,426	△312	74,322	△542	2,813	2,270	139	76,733

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	2	21,000	33,632
当期変動額								
剰余金の配当								△523
固定資産圧縮積立金の積立						2		△2
固定資産圧縮積立金の取崩						△1		1
当期純利益								2,461
自己株式の取得								
自己株式の処分			△9	△9				
自己株式処分差損の振替			9	9				△9
土地再評価差額金の取崩								205
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1	－	2,132
当期末残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	4	21,000	35,765

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計							
当期首残高	56,426	△312	74,322	△542	2,813	2,270	139	76,733
当期変動額								
剰余金の配当	△523		△523					△523
固定資産圧縮積立金の積立	－		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－					－
当期純利益	2,461		2,461					2,461
自己株式の取得		△0	△0					△0
自己株式の処分		18	9					9
自己株式処分差損の振替	△9		－					－
土地再評価差額金の取崩	205		205					205
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				△5,422	△245	△5,668	34	△5,634
当期変動額合計	2,134	18	2,152	△5,422	△245	△5,668	34	△3,482
当期末残高	58,560	△294	76,475	△5,965	2,567	△3,397	173	73,250

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破 綻 先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要 注 意 先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,101百万円（前事業年度末は3,586百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により
按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

（重要な会計上の見積り）

・貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	5,457百万円	6,153百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（重要な会計方針）」の「5. 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載しております。

債務者区分決定においては債務者の業績見通し（将来の経営再建計画含む）などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定しております。

② 主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等に基づき見直しを行っておりますが、業績が悪化している貸出先の債務者区分は、貸出先の経営再建計画の合理性及び実現可能性についての判断に依存している場合があります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営再建計画の合理性及び実現可能性の判断の前提となる貸出先を取り巻く経営環境等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

また、予想損失率の決定における必要な修正等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、貸出先の将来の業績見通しが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
株式	55百万円	55百万円
出資金	2百万円	24百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,333百万円	3,442百万円
危険債権額	23,264百万円	23,493百万円
要管理債権額	101百万円	88百万円
三月以上延滞債権額	24百万円	21百万円
貸出条件緩和債権額	76百万円	66百万円
小計額	26,699百万円	27,024百万円
正常債権額	1,141,073百万円	1,162,888百万円
合計額	1,167,772百万円	1,189,912百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
	5,267百万円	2,665百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
担保に供している資産		
有価証券	24,037百万円	28,820百万円
貸出金	34,193百万円	28,514百万円
計	58,230百万円	57,334百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	23,998百万円	28,747百万円
借用金	70,200百万円	88,100百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
預け金	5百万円	5百万円
有価証券	79,403百万円	101,835百万円
その他の資産	5,000百万円	5,000百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
保証金・敷金	149百万円	149百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
融資未実行残高	204,947百万円	214,324百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	191,295百万円	201,924百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
圧縮記帳額	1,106百万円	1,092百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※７．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
	12,607百万円	11,425百万円

(損益計算書関係)

※1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与手当	6,068百万円	6,560百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格があるものは該当ありません。

なお、市場価格がない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	46	46
関連会社株式	9	9

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
その他有価証券評価差額金	477百万円	2,979百万円
貸倒引当金	2,107	2,301
退職給付引当金	764	745
減損損失	464	487
有価証券減損	265	227
賞与引当金	124	129
減価償却費	124	113
睡眠預金払戻損失引当金	99	97
株式報酬費用	42	54
その他	285	286
繰延税金資産小計	4,755	7,421
評価性引当額	△1,758	△2,015
繰延税金資産合計	2,995	5,406
繰延税金負債		
前払年金費用	△889	△974
その他	△13	△14
繰延税金負債合計	△903	△989
繰延税金資産の純額	2,092百万円	4,417百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.2	△1.0
住民税均等割等	1.0	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△0.8
評価性引当額	3.3	5.5
貸上げ促進税制による税額控除	—	△2.2
その他	△0.0	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.2%	33.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は116百万円増加し、その他有価証券評価差額金は85百万円増加し、法人税等調整額は31百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は39百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	11,112	56	95 [4]	11,074	6,811	267	4,263
土地	9,043 (4,254)	2	538 [56] (297)	8,507 (3,956)	—	—	8,507
リース資産	1,120	369	138 [3]	1,351	455	244	896
建設仮勘定	1	530	0	531	—	—	531
その他の有形固定資産	2,343	182	300 [69]	2,225	1,934	89	291
有形固定資産計	23,621 (4,254)	1,142	1,073 [134] (297)	23,690 (3,956)	9,200	601	14,490
無形固定資産							
ソフトウェア	5,375	92	—	5,468	4,801	213	666
ソフトウェア仮勘定	16	16	29	3	—	—	3
その他の無形固定資産	83	—	10 [0]	72	29	—	43
無形固定資産計	5,475	109	39 [0]	5,544	4,831	213	713
その他	149	6	5	149	—	—	149

(注) 1. 当期減少額欄における [] 内は減損損失の計上額（内書き）であります。

2. 当期首残高、当期増加額及び当期末残高欄の () 内は、土地の再評価に関する法律（1998年法律第34号）により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額（内書き）であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	1,745	1,506	—	1,745	1,506
個別貸倒引当金	3,711	4,647	427	3,284	4,647
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
賞与引当金	409	425	409	—	425
役員賞与引当金	10	15	10	—	15
睡眠預金払戻損失引当金	328	—	14	—	313
偶発損失引当金	140	142	—	140	142
計	6,346	6,736	862	5,170	7,050

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………洗替による取崩額

偶発損失引当金……………洗替による取崩額

○未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
未払法人税等	780	1,316	1,594	—	502
未払法人税等	590	990	1,254	—	326
未払事業税	189	325	340	—	175

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取り・売渡し手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.taikobank.jp/
株主に対する特典	ありません

(注) 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第122期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月25日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月25日 関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第123期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月20日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年7月2日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月13日

株式会社大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神代 勲
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石黒 宏和
--------------------	-------	-------

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に係る債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表の注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (4) 貸倒引当金の計上基準」及び「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、会社は全ての債権について予め定めている自己査定基準等に基づき、債務者区分を決定している。営業関連部署が債務者区分と整合的な内部格付について常時見直しを実施し、審査部署が承認を行うとともに、営業関連部署及び審査部署から独立した監査部署が監査を実施している。 また、貸倒引当金については、予め定めている償却・引当基準に則り連結会計年度末時点の債務者区分に従い、審査部署が償却・引当額の算定を行っている。 これらの結果、会社は当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金1,170,901百万円等、貸倒引当金6,275百万円を計上している。 会社の債務者区分決定においては債務者の業績見込（将来の経営改善計画含む）などの見積りが存在し、貸倒引当金は自己査定結果に基づく債務者区分に応じた方法により算定されている。 債務者区分は、信用リスクの低い債務者から順に正常先・要注意先（要管理先を含む）・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先の5つに区分され、債務者区分がより下位へ変更された場合に貸倒引当金は増加する。 要注意先には、会社の支援を受けて経営改善等に取り組んでおり、将来の経営改善を見込んで債務者区分を決定している債務者が含まれている。このうち、業績が悪化または低迷している債務者については、経済環境が大きく変化するなか、将来の業績見込や経営改善計画などの見積りに用いた仮定は不確実性が高く、債務者区分の決定には経営者による重要な判断を伴う。 特に大口与信先は、金融支援（債権放棄など）を行うことによる損失の発生や、債務者区分の悪化による貸倒引当金の積み増しなどの多額の損失が発生する可能性がある。 したがって、会社が経営改善等を支援している要注意先のうち、業績が悪化または低迷している大口与信先の債務者区分の妥当性について、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 審査部署が行った債務者区分の決定に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するため、以下の手続を実施した。 - 内部統制の整備状況の有効性を評価するため、自己査定及び償却・引当に関する規程等を閲覧し、債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定に関する内部統制の整備状況を検証した。 - 内部統制の運用状況の有効性を評価するため、会社が作成した社内承認資料等を閲覧し、審査部署の適切な承認の基で債務者区分の決定がされているかどうかを検証した。 (2) 債務者区分の判定 会社が経営改善等を支援している要注意先のうち、業績が悪化または低迷している大口与信先の債務者区分の妥当性について検証するため、以下の手続を実施した。 - 要注意先のうち、大口与信先であり、かつ、会社が経営改善を支援している債務者について、財務指標等を用いた定量的な分析及び会社の債務者区分決定に関する承認資料の閲覧を実施し、業績が悪化または低迷している債務者を抽出した。 - 上記で抽出された債務者について、経営改善が見込まれるとの仮定の適切性を確かめるため、以下の手続を実施した。 ① 債務者への訪問記録や銀行団の協議記録などを適時入手して閲覧するとともに、最新の状況を質問した。 ② 債務者の現況や今後の事業の見通し等に関して審査部署の責任者への質問をした。 ③ 経営改善計画について、過年度の実績との比較、改善施策の分析及び関連する産業の状況との比較等を実施するとともに、売上減少を想定した場合の影響を分析し、計画達成見込みに対する会社の判断の合理性を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大光銀行の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社大光銀行が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

株式会社大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

神代 勲

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石黒 宏和

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第123期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に係る債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当事業年度末の財務諸表において貸出金1,171,183百万円等の債権に対する貸倒引当金6,153百万円が計上されている。	
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(貸出金等に係る債務者区分の決定及び貸倒引当金の算定)と同一内容であるため、記載を省略している。	

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 川合 昌一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区池袋二丁目40番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取川合昌一は、当行の第123期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 川合 昌一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区池袋二丁目40番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取川合昌一は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当行並びに連結子会社2社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、銀行業を中心とした金融サービスに係る事業の規模を示す経常収益（連結会社間取引消去前）を重要な事業拠点の選定において利用した指標とした。全社的な内部統制が良好であることから、各事業拠点の経常収益（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、連結経常収益のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、銀行業が中心であることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金、貸倒引当金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象とした。なお、個別に評価対象に追加した事業拠点及び業務プロセスはない。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。